

令和 8 年度 集团的個別指導（歯科）

厚生労働省 北海道厚生局 医療課
北海道 保険福祉部 健康安全局 国保医療課

本資料は令和 8 年度 診療報酬改定に基づいて作成している。

疑義解釈等が随時発出されるため、算定に当たってはその時点での要件等を確認して請求を行うこと。

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

指導・監査等について

指導について

根拠法令

- ・ 健康保険法
- ・ 船員保険法
- ・ 国民健康保険法
- ・ 高齢者の医療の確保に関する法律

「指導大綱」の規定に基づき実施
平成7年12月保険局長通知
最終改正 令和8年3月
中央社会保険医療協議会（中医協）において、
診療側・支払側等による議論を経て決定

対象

保険医療機関・保険薬局

保険医・保険薬剤師

保険医登録票

登録の記号 及び番号		登録年月日	
歯科 医師 氏 名			

上記のとおり登録したことを証明する。

印

指導・監査等について

指導について

健康保険法第73条（厚生労働大臣の指導）

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、**厚生労働大臣の指導を受けなければならない。**

※ 船員保険法第59条、国民健康保険法第41条、高齢者の医療の確保に関する法律第66条についても同様の内容記載あり。

目的

「保険診療の取扱い、診療報酬の請求等に関する事項について**周知徹底**させること」（指導大綱）

指導形態

「集団指導」「集団的個別指導」「個別指導」

指導後の措置

要監査 > 再指導 > 経過観察 > 概ね妥当

厚生労働大臣の指導を受ける義務がある。

指導・監査等について

保険医療機関及び保険医に対する指導の形態

集団指導

地方厚生（支）局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて講習等の方式により行う。
（厚生労働省が主体となって行う集団指導もある。）

集団的個別指導

地方厚生（支）局及び都道府県が共同で、指導対象となる保険医療機関等又は保険医等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

指導

個別指導

地方厚生（支）局及び都道府県が、指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面談方式により行う。

（共同指導・特定共同指導（臨床研修病院、大学附属病院及び特定機能病院に限る）は厚生労働省が主体となって実施する。）

都道府県個別指導

共同指導

特定共同指導

指導・監査等について

集団的個別指導とは①

保険医療機関等に対する指導等については、健康保険法第73条の規定に基づき実施されているが、その詳細については、指導大綱、指導大綱関係実施要領等に定められている。

集団的個別指導

レセプトの1件当たりの平均点数が高い保険医療機関等を一定の場所に集めて講義形式等で行う指導である。

指導対象となる保険医療機関等とは

レセプト1件当たりの平均点数が都道府県の平均点数の一定割合を超えるもの

- ・ 歯科の場合は1.2倍

かつ

- ・ 前年度及び前々年度に集団的個別指導又は個別指導を受けた保険医療機関等を除き、保険医療機関等の総数の上位より概ね8%の範囲のものが対象となる。

指導・監査等について

集団的個別指導とは②

使用する基礎データ

社会保険診療報酬支払基金及び都道府県国民健康保険団体連合会で管理されている保険医療機関等ごとのデータを使用する。

算出に使用するレセプトの種類

社会保険、国民健康保険の一般分及び後期高齢者分を使用する。

レセプト1件当たりの平均点数の算出方法

保険医療機関等のレセプトの総点数をレセプトの総件数で除することにより、算出する。

指導・監査等について

個別指導とは

指導対象：

- 診療報酬請求等に関する情報提供があった保険医療機関
- 個別指導を実施したが改善が見られない保険医療機関
- 集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、翌年度の実績においても、なお高点数保険医療機関等に該当（※）する保険医療機関 等

指導方法：

保険医療機関等を一定の場所に集める等して個別に面接懇談方式により行う。
また、個別指導の実施件数については、医科、歯科及び薬局ごとの類型区分ごとに全保険医療機関等の4%程度を実施することとしている。

※ 高点数保険医療機関等に該当する保険医療機関等とは、翌年度の実績において、集団的個別指導を受けたグループ内の保険医療機関等の数の上位より概ね半数以上である保険医療機関等を指す。

指導・監査等について

監査とは

監査とは

● 根拠

健康保険法第78条（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、(略)出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

※ 船員保険法第59条、国民健康保険法第45条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第72条についても同様

● 目的

「保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ること」（監査要綱）

● 監査後の措置・保険医療機関 / 保険医

指定取消 / 登録取消 > 戒告 > 注意

指導・監査等について

不正請求とは

不正請求とは

詐欺や不法行為に当たるもの

- 架空請求

診療の事実がない架空の診療を実施したとして請求すること。

- 付増請求

実際に行った診療に行っていない診療を付増して請求すること。

- 振替請求

実際に行った診療を保険点数の高い別の診療に振替えて請求すること。

- 二重請求

自費診療で行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、
保険でも診療報酬を請求すること。

指導・監査等について

不当請求とは

不当請求とは

算定要件を満たさない等、診療報酬請求の妥当性を欠くもの

例

1. 歯科疾患管理料

患者に説明した内容の要点、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を
診療録に記載していない。

2. 画像診断料

歯科エックス線撮影又は歯科パノラマ断層撮影を行った場合に、写真診断に係る
必要な所見を診療録に記載していない。

3. 補綴時診断料

欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計を診療録に記載していない。

指導・監査等について

健康保険法上の処分基準

処分の基準

- 監査要綱

保険医登録・保険医療機関指定**取消処分の基準**

- **故意に不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）を行ったもの。
- **重大な過失**により、**不正**又は**不当**な診療（診療報酬の請求）をしばしば行ったもの。

▶ 故意でなくとも、**重大な過失が認められれば、健康保険法上の処分の対象となりうる。**
医療法改正により、開設者だけでなく管理者の不正（不当）請求も同様に処分対象となる。

指導・監査等について

監査後の処置

行政上の措置

- 保険医療機関・保険医
 - ✓ 指定・登録の取消（取消処分）
 - ✓ 戒告
 - ✓ 注意
- 取消処分となった場合原則として、**5年間は再指定・再登録を行わない。**
(保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について)

経済上の措置

診療内容または診療報酬の請求に関し不正、不当の事実が認められた場合、**原則として5年間分を返還**する。

(保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について)

40%の加算金が加えられることもある。

(健康保険法第58条)

指導・監査等について

監査事例 ①

事案の概要

保険診療とならない16km圏外の患家への訪問診療を保険請求するため、16km圏内に医療機関を開設し、当該クリニックが行ったものとして不正に請求していた。

端緒

訪問診療に係る不正請求という週刊誌報道があった。

主な事故内容

別の保険医療機関から訪問診療を実施していたにもかかわらず、本件クリニックから訪問診療を実施したかのように装い、診療報酬を不正に請求していた。

不正請求額

不正請求： 33件 245万3千円

措置

保険医療機関 指定取消

保険医 13名 戒告

指導・監査等について

監査事例 ②

事案の概要

診療を行った歯科医師が診療内容をメモに残して、診療を行っていない他の歯科医師が診療録、レセプトを作成していた結果、実際には行った保険診療に、行っていない保険診療を付け増して診療報酬を不正に請求していた。

端緒

患者から、**医療費通知**に記載されているような**高額な治療は受けていない**旨の情報提供があった。

主な事故内容

管理者である歯科医師が診療を行った際に診療内容をメモし、実際には診療を行っていない開設者である歯科医師が診療録、レセプトを代行作成していた。メモには実際に行われた診療内容が記載されていた。

代行作成させた診療録について記載内容を確認しなかった結果、実際には行っていない、有床義歯新製、歯周外科手術、歯冠修復等を不正に請求していた（**付増請求**）。

不正請求額

不正請求： 71件 104万3千円

措置

保険医療機関 指定取消

保険医 1名 登録取消 1名 戒告

指導・監査等について

監査事例 ③

事案の概要

心肺停止状態で救急搬送され入院していた患者を診療したとして5ヶ月に渡り、実際には行っていない保険診療を行っていたものとして診療報酬を不正に請求していた。

端緒

患者から**医療費通知**について、他院に入院中で**通院していないにもかかわらず、通院したことになる**と情報提供があった。

主な事故内容

他院に入院中で通院ができない状態の患者を診療したとして、歯科再診料、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、歯周精密検査、機械的歯面清掃加算、う蝕歯即時充填形成等を不正に請求していた（**架空請求**）。

他の患者において、実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。（**付増請求**）

不正請求額

不正請求： 56件 100万8千円

措置

保険医療機関 指定取消相当（医療機関廃止済みのため）

保険医 1名 登録取消

指導・監査等について

監査事例 ④

事案の概要

鑄造用コバルトクロム合金で作成された鑄造鉤及びバーを、保険点数の高い金銀パラジウム合金で作成したとして、診療報酬を不正に請求していた。

端緒

「二重カルテを作成している、欠損歯を治療したようにして請求している」等の情報提供があった。

主な事故内容

実際に行った保険診療を保険点数の高い別の診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた。
(振替請求)

有床義歯を熱可塑性樹脂有床義歯として請求、鑄造用コバルトクロム合金を使用した鑄造鉤及びバーを金銀パラジウム合金（金12%以上）として請求 等

不正請求額

不正請求： 102件 80万7千円

措置

保険医療機関 指定取消
保険医 1名 登録取消

指導・監査等について

監査事例 ⑤

事案の概要

診療報酬を不正に請求した疑い。監査実施通知を6回及び監査欠席通知を3回通知したが監査を拒否し、出頭意思がないものと判断して監査を終了した。

端緒

患者や匿名の者から、インプラント治療、メタルボンド等の保険外診療を受けたにもかかわらず、保険請求分として一部負担金を請求された等の**情報提供**があった。

主な事故内容

実際には行っていない保険診療を行ったものとして、診療報酬を不正に請求していた疑い。**(架空請求の疑い)**
実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた疑い。
(付増請求の疑い) 等
度重なる監査の通知にもかかわらず、正当な理由なく出頭せず、**監査を拒否**した。

不正請求額

不正請求： 171件 159万1千円 (疑い)

措置

保険医療機関 指定取消
保険医 1名 登録取消

指導・監査等について

令和6年度の指導、監査等実施状況

監査を受けた

保険医療機関・保険医等 34施設、83人

登録・指定の取消（取消相当含む）を受けた

保険医療機関・保険医等 23施設、18人

指導、適時調査、監査により返還を求めた金額

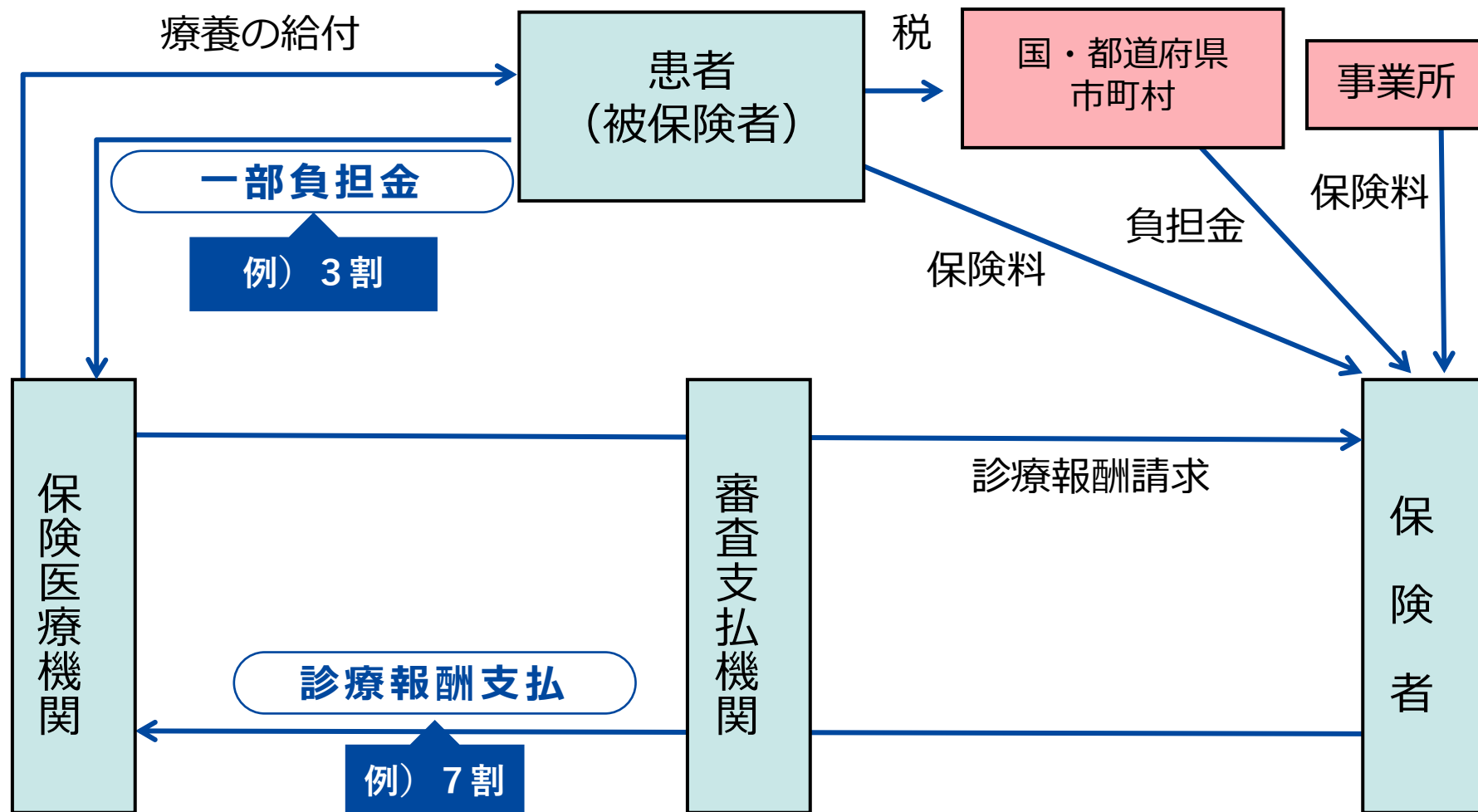
約48.5億円

（医科・歯科・調剤を含む）

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

保険診療の仕組み

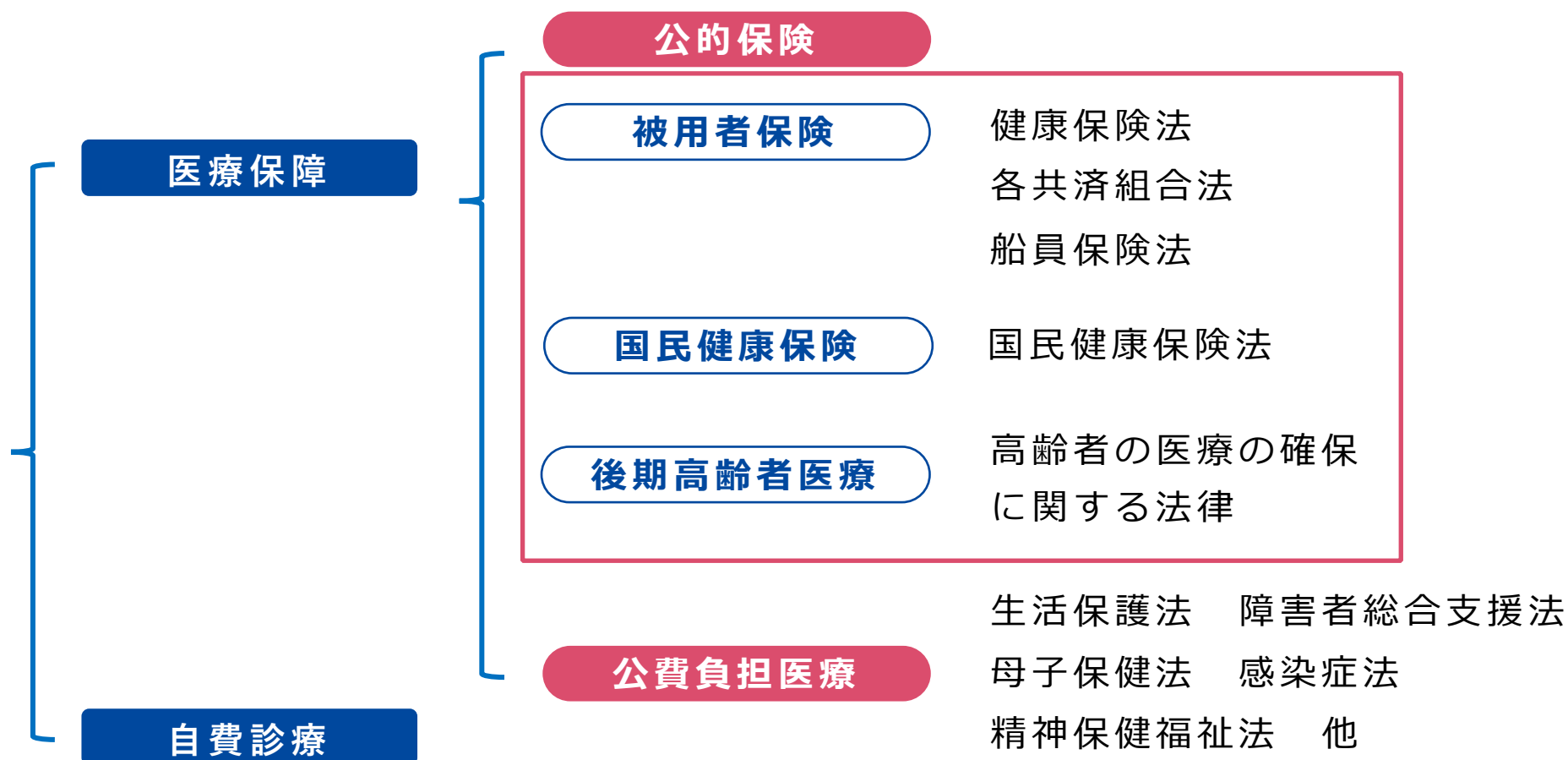
療養の給付・費用の負担の流れ



保険診療の仕組み

わが国の医療保険制度

医療保険各法により、医療保険制度が構成されている



保険診療の仕組み

保険診療は

- 健康保険法等の医療保険各法に基づく、
保険者と保険医療機関との間の公法上の契約
によって成り立っている。
- **保険医療機関の指定**は、指定を希望する医療機関が、
保険医の登録は、登録を希望する歯科医師が、
医療保険各法等で規定されている
保険診療のルールを熟知していることが前提となっている。

保険診療の仕組み

健康保険法

目的

第1条 業務災害以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して**保険給付**を行い、もって**国民の生活の安定と福祉の向上**に寄与することを目的とする。

基本的理念

第2条 健康保険制度については、これが**医療保険制度の基本**をなすものである（中略）**医療保険の運営の効率化、給付の内容及び費用の負担の適正化**並びに**国民が受ける医療の質の向上**を総合的に図りつつ、実施されなければならない。

保険診療の仕組み

健康保険法

保険医療機関の管理者の責務（第70条の2）

- ・ 保険医療機関の**管理者**は、次に掲げる要件の**いずれにも該当する者**でなければならない
 - 一 **保険医**であること
 - 二 （中略）歯科医師法の規定による**臨床研修の修了後に保険医療機関において保険医として三年以上診療に従事した経験**その他の厚生労働省令で定める要件を備える者であること。
- ・ 保険医療機関の管理者は、適正な医療の効率的な提供を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、当該保険医療機関に**勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者を監督**するとともに、当該**保険医療機関の管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。**

※令和8年4月1日施行

管理者の要件については、3年間の経過措置あり。

保険診療の仕組み

保険診療に係わる各法令

医師法
歯科医師法



歯科衛生士法
歯科技工士法



医療法



薬剤師法



保健師助産師
看護師法



医薬品
医療機器等法



健康保険法

療養担当規則（省令）



保険診療

保険診療の仕組み

歯科医師と保険医



歯科医師

歯科医師法で規定される、歯科医業を行える唯一の資格

保険医

健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる歯科医師

保険診療の仕組み

健康保険法

保険医

保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師は、（中略）厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師又は薬剤師でなければならない。（健康保険法第64条）

保険医の登録

第64条の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。（法第71条）

→ 自らの意思で保険医となる。

保険医の責務

保険医療機関において診療に従事する保険医（中略）は、厚生労働省令*で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない（法第72条）

→ 保険医は**保険診療のルールを守る必要がある。**

* 保険医療機関及び保険医療養担当規則

厚生労働大臣の指導

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。（法第73条）

→ 保険医は**指導を受ける義務がある。**

保険診療の仕組み

病院、診療所と保険医療機関



病院、診療所

医療法で規定される

保険医療機関

健康保険法等で規定される、
保険診療を実施できる医療機関

保険診療の仕組み

健康保険法 保険医療機関

保険医療機関の指定

病院または診療所の開設者の申請により厚生労働大臣が指定する。（法第65条）

保険医療機関の責務

保険医療機関は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医に、第72条第1項の厚生労働省令*で定めるところにより、**診療**に当たらせるほか、厚生労働省令*で定めるところにより、**療養の給付**を担当しなければならない。（法第70条）

* 保険医療機関及び保険医療養担当規則（療担規則）

療養の給付に関する費用

療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところ*により、算定するものとする。（法第76条）

* * 算定告示

保険診療の仕組み

保険診療として診療報酬が支払われるには

- ✓ 保険医が
- ✓ 保険医療機関において
- ✓ 健康保険法、歯科医師法、医療法、医薬品医療機器等法等の各種関係法令の規定を遵守し
- ✓ 「**保険医療機関及び保険医療養担当規則**」の規定を遵守し
- ✓ 歯科医学的に妥当適切な診療を行い
- ✓ 保険医療機関が診療報酬点数表に定められたとおりに請求を行っている

保険診療の仕組み

保険医療制度の特徴

国民皆保険制度

すべての国民が、何らかの公的医療保険に加入している。

現物給付

医療行為（現物）が先に行われ、費用は保険者から医療機関へ事後に支払われる。

フリーアクセス

自らの意思により、自由に医療機関を選ぶことができる。

3

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

歯科医師法

相対的欠格事由

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により歯科医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

免許の取消・業務停止及び再免許

第7条 歯科医師が第4条各号のいずれかに該当し、又は歯科医師としての品位を損するような行為のあったときは、厚生労働大臣は、次に掲げる処分をすることができる。

- 一 戒告
- 二 3年以内の歯科医業の停止
- 三 免許の取り消し

歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

歯科医師法

歯科医師の独占業務

第17条 歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない。

応召義務及び診断書等交付義務

第19条 診療に従事する歯科医師は、診察治療の求があった場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療をなした歯科医師は、診断書の交付の求があった場合は、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。

無診察治療等の禁止

第20条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

診療録の記載及び保存義務

第23条 歯科医師は、診療をしたときは、**遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。**

2 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、5年間これを保存しなければならない。

歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

医療法

医療法 目的

第1条 この法律は、医療を受ける者による医療に関する適切な選択を支援するために必要な事項、医療の安全を確保するために必要な事項、病院、診療所及び助産所の開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの施設の整備並びに医療提供施設相互間の機能の分担及び業務の連携を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を受ける者の利益の保護及び良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することを目的とする。

業務等の広告

第6条の5第3項 （略）次に掲げる事項以外の広告をしてはならない。

記載可能な事項 （抜粋）

- 一 医師又は歯科医師である旨
- 二 診療科名
- 三 当該病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所、管理者の氏名
- 四 診療日、診療時間、予約診療の有無 等

歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

医療法 入院診療計画書

医療法 入院診療計画書

第6条の4 病院又は診療所の管理者は、患者を入院させたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該患者の診療を担当する医師又は歯科医師により、次に掲げる事項を記載した書面の作成並びに当該患者又はその家族への交付及びその適切な説明が行われるようにしなければならない。

記載が必要な事項（抜粋）

- 一 患者の氏名、生年月日及び性別
- 二 当該患者の診療を主として担当する歯科医師の氏名
- 三 入院の原因となった傷病名及び主要な症状
- 四 入院中に行われる検査、手術、投薬その他の治療
（入院中の看護及び栄養管理を含む。）に関する計画 等

歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

医薬品医療機器等法により承認された**用法・用量、効能・効果等を遵守**することが、有効性・安全性の前提となっている

医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造販売の承認（法第14条関係）

医薬品の製造販売に係る承認にあたっては、当該医薬品の名称、成分、分量、用法、用量、効能、効果、副作用その他の品質、有効性及び安全性に関する事項の審査を受ける必要がある。

注意事項等情報の公表（法第68条の2 関係）

医薬品に関する最新の論文その他により得られた知見に基づき、注意事項等情報について公表しなければならない。注意事項等情報とは次に掲げる事項を言う。

一のイ 用法、用量その他使用及び取扱い上の必要な注意

- 日本薬局方に収められている医薬品にあつては、日本薬局方において当該医薬品の品質、有効性及び安全性に関連する事項として公表するように定められた事項 等

医薬品は添付文書とともに同法で審査及び承認されている。

最新の添付文書を確認及び遵守することが求められる。

また、医療機器・対外診断用医薬品・再生医療等製品においても同等の規定がある。

4

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

保険医療機関及び保険医療養担当規則（厚生労働大臣が定めた命令：省令）

第 1 章

保険医療機関の療養担当

療養の給付の担当範囲、担当方針 等
(第 1 条～第11条の5)

第 2 章

保険医の診療方針等

診療の一般的・具体的方針、診療録の記載 等
(第12条～第23条の2)



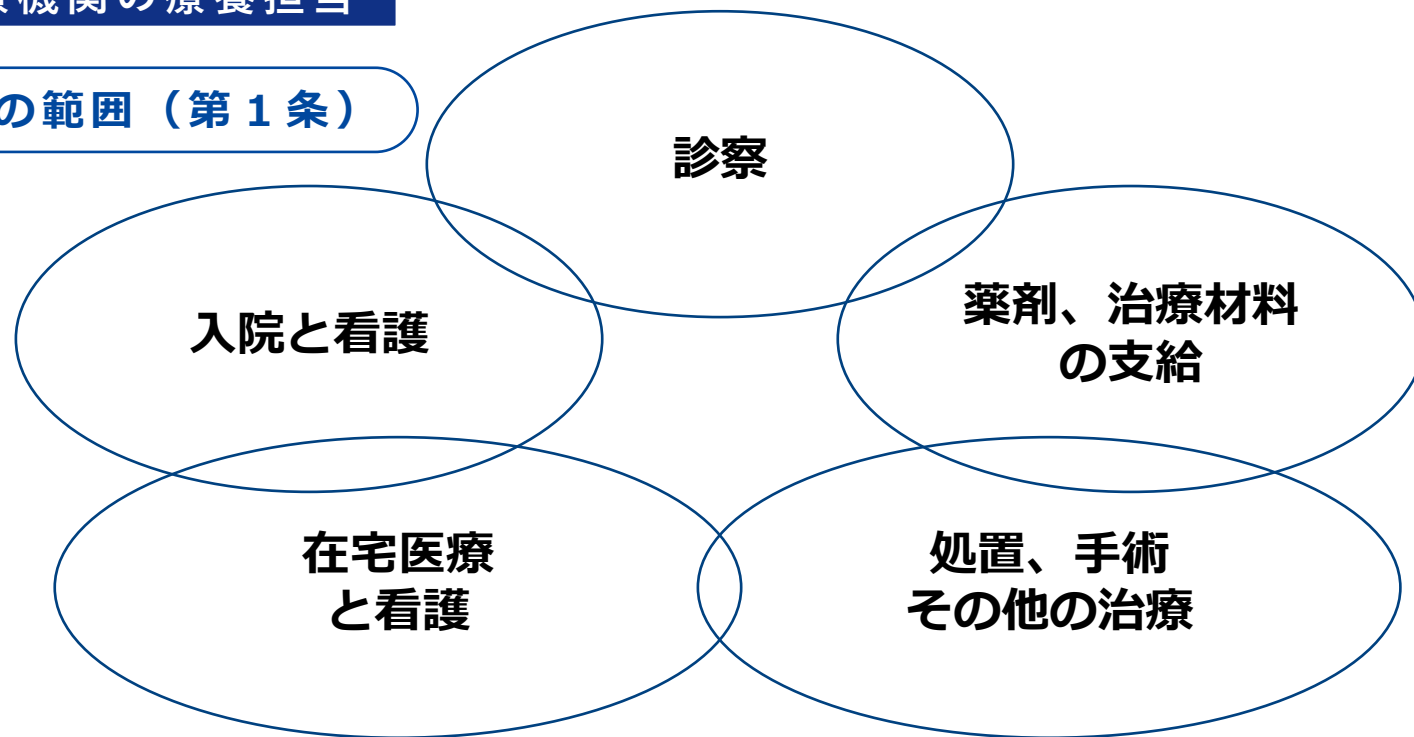
保険医療機関や保険医が保険診療を行う上で守らなければならない基本的な規則

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

第1章 保険医療機関の療養担当

療養の給付の担当の範囲（第1条）



「療養の範囲」＝「保険診療の範囲」

「医療の範囲」とは異なる

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

療養の給付の担当方針（第2条）

- 保険医療機関は、懇切丁寧に療養の給付を担当しなければならない。
- 保険医療機関が担当する療養の給付は、患者の療養上妥当適切なものでなければならない。

適正な手続きの確保（第2条の3）

- 保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長に対する申請、届出、療養の給付に関する費用の請求に係る手続きを適正に行わなければならない。

経済上の利益の提供による誘引の禁止（第2条の4の2）

- 患者に対して、受領する費用の額に応じて収益業務に係る物品の対価の値引き等、健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供により自己の保険医療機関で診療を受けるように誘引してはならない。

特定の保険薬局への誘導の禁止（第2条の5、19条の3）

- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行ってはならない。
- 処方箋の交付に関し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことの対償として、保険薬局から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

揭示（第2条の6）

- ・ 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、別に厚生労働大臣が定める事項を揭示しなければならない。
- ・ 保険医療機関は、原則として、前項の厚生労働大臣が定める事項をウェブサイト
に掲載しなければならない。

* 自ら管理するウェブサイトを有しない保険医療機関は対象外。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

受給資格の確認等（第3条）

- 保険医療機関は、患者の受給資格を確認する際、**患者が電子資格確認^(注)により療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることを求めた場合は、電子資格確認によって受給資格の確認を行わなければならない。**
- 現在書面による請求を行っている保険医療機関については、電子資格確認導入の原則義務付けの例外とする。
- 保険医療機関（上記の例外となる保険医療機関を除く。）は、**患者が電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることの確認を受けることができるよう、あらかじめ必要な体制を整備しなければならない。**

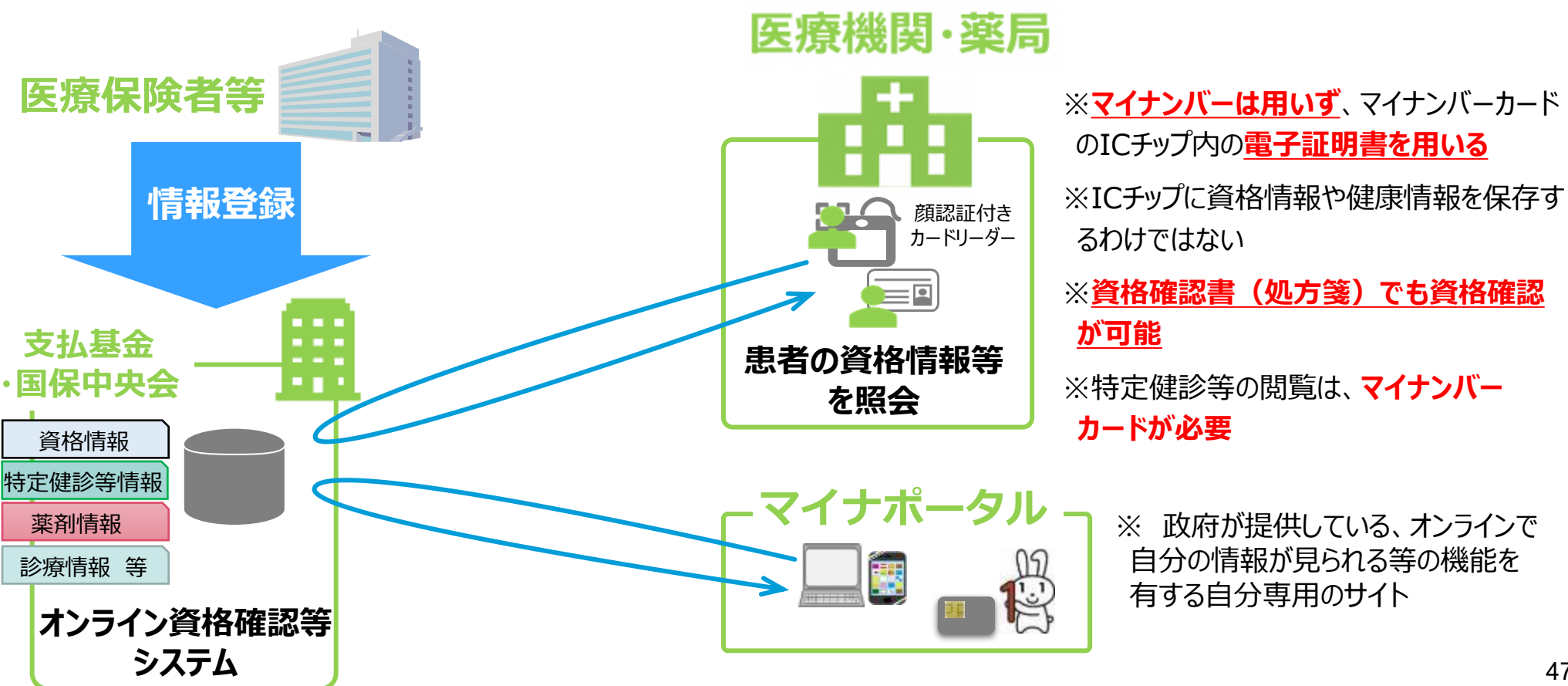
注：「電子資格確認」

個人番号カード（いわゆるマイナンバーカード）に記録された利用者証明用電子証明書により、被保険者又は被扶養者の資格に係る情報の照会、確認を受けること。

オンライン資格確認（マイナンバーカードの保険証利用）の概要

医療介護連携政策課保険データ企画室

- ① 医療機関・薬局の窓口で、**患者の方の直近の資格情報等（加入している医療保険や自己負担限度額等）が確認できる**ようになり、期限切れの保険証による受診で発生する過誤請求や手入力による手間等による**事務コストが削減**。
- ② マイナンバーカードを用いた本人確認を行うことにより、医療機関や薬局において特定健診等の情報や薬剤情報を閲覧できるようになり、**より良い医療を受けられる環境に**。（マイナポータルでの閲覧も可能）



マイナ保険証

医療介護連携政策課保険データ企画室

とっても簡単！マイナンバーカード

1 受付
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。

2 本人確認
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。

3 同意の確認
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。

4 受付完了
お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！

厚生労働省 日本医師会 日本歯科医師会 日本薬剤師会

マイナンバーカードは持ち歩いて大丈夫

あなたのマイナンバーカードを使って、他人が手続きすることはできません。
※他人があなたのマイナンバーを見ても手続きできません

ICチップには、医療情報、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報は入っていません。

紛失したときでも、マイナンバー総合フリーダイヤルでは24時間365日体制にてカードの一時利用停止を受け付けています。

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
マイナンバーカード 050-3818-1250 その他 050-3816-9405

医療機関・薬局の受付では、**マイナ保険証が資格確認書をご提示ください** (令和7年12月時点)

従来の健康保険証の有効期限は終了しました。
受診時には、マイナ保険証をお持ちの方は「マイナ保険証」を、マイナ保険証をお持ちでない方は「資格確認書」をご提示ください。
マイナ保険証をお持ちでない方も、医療機関等でマイナ保険証の利用登録が可能です。
ぜひマイナンバーカードを持参して利用登録のうえ、マイナ保険証をご利用ください。

マイナ保険証ならではのメリット

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される

健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひ日頃からマイナンバーカードを持ち歩いて、ご利用ください！

よくある質問

Q. マイナンバーカードに大事な情報が入っていますか？
A. マイナンバーカードにはプライバシー性の高い情報は入っていません。
また、カード裏面のマイナンバー(12桁)を知られただけでは活用できません。
保険証利用時、医療機関がマイナ保険証で参照できるデータは、従来の健康保険証と同じ情報と、ご本人の同意があった場合のみ、受ける治療内容やお薬の履歴のみとなります。

Q. 本人が顔認証付きカードリーダーを操作できない場合はどうするのですか？
A. 顔認証のかわりにマイナンバーカード作成時に設定した暗証番号を代理人が入力することで受診することができます。
符合スペース等にあるご本人のお顔とマイナンバーカードのお写真を、職員が目視で確認する本人確認も可能です。

それでもマイナ保険証ではなく別の方法で受診したいときはどうすればいいの？
詳しくは裏面に

当施設はマイナ保険証がスマホでも使えます

スマホでも カードでも

※他の施設では対応していない場合がありますので、事前にご確認ください。
※対応の施設では、引き続き、従来のマイナンバーカードをご利用ください。

スマホのマイナ保険証のメリット

- ✓ カードを出す手間がなくて、スムーズに受付！
- ✓ マイナポータルログインもカードが不要で、医療情報等の確認がもっと手軽に！

など

来院・来局前にスマートフォンでのマイナ保険証利用に向けた事前準備を行ってください！

0120-95-0178
受付時間 平日9:30~20:00 土日祝日9:30~17:30 (休診時間あり)
マイナ保険証について
もっと知りたい方はこちら

厚生労働省

医療機関・薬局向け「オンライン資格確認に関する周知素材について」

マイナ保険証のご案内のためのポスター、リーフレット、説明補助資料等の周知広報物を厚生労働省公式ホームページに掲載していますので、ご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/index_16745.html

医療機関・薬局向け「施設内設計とお声かけ方法について」

医療機関・薬局などでマイナ保険証を利用促進する上で、効果がみられる施設内設計とお声かけ方法について、まとめました。施設運営にお役立てください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10200000/001301964.pdf>



マイナンバーカードの
健康保険証利用促進のための
施設内設計とお声かけ方法

2024年9月発行



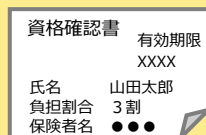
マイナンバーカードをカードリーダーにかざすようご案内ください

確認できた

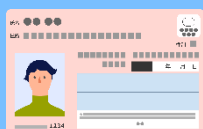
問題なし

マイナンバーカードを持っていない方の場合

資格確認書



マイナ保険証

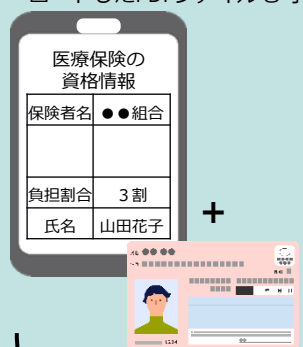


※電子証明書の有効期限後3カ月間は資格確認可

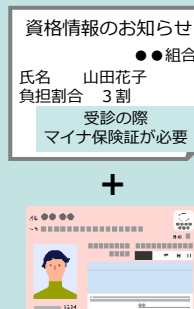
【患者が提示可能な場合】

マイナポータル画面

※マイナポータルからダウンロードしたPDFファイル也可



資格情報のお知らせ

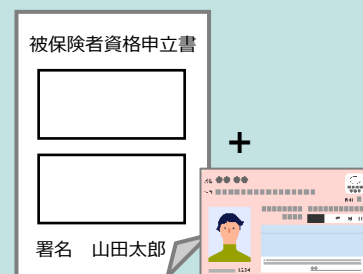


【再診の場合】

過去の受診で
請求に必要な
資格情報を把握していれば、
患者への口頭
確認

【初診の場合】

被保険者資格申立書



(事後に確認)

患者には適切な自己負担分（3割分等）の支払を求めてください

上記の方法で確認した被保険者番号等を入力して、
レセプト請求をしてください

※オンライン資格確認等システムから資格情報をダウンロードしておくことで、事後的に被保険者番号等の確認が可能です

以下の①→②→③の順に可能な方法を選択してレセプト請求をしてください

- ① 患者からの聞き取りや過去の受診歴等から確認できた「現在」の被保険者番号等を入力する
- ② オンライン資格確認における「資格（無効）」画面や過去の受診歴等から確認できた「過去」の被保険者番号等を入力する
→資格無効の場合には喪失した「旧資格情報」で請求してください
- ③ 被保険者資格申立書に記入された患者の住所・連絡先等を摘要欄に記載の上、被保険者番号等は不詳として「7」を必要な桁数分入力する
→資格情報なしの場合には「不詳レセプト」として請求をしてください

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

領収書等の交付

領収証等の交付（第5条の2）

- ・ 保険医療機関は、患者から費用の支払を受けるときは、正当な理由がない限り、**個別の費用ごとに区分して記載した領収証を無償で交付しなければならない。**
- ・ 領収証を交付するときは、正当な理由がない限り、**当該費用の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。**
- ・ 前項に規定する明細書の交付は、**無償で行わなければならない。**

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

管理者の責務

保険医療機関の管理者の責務（第11条の5）

- ・ 保険医療機関の**管理者**は、次に掲げる**責務**を果たさなければならない。
 - 一 当該保険医療機関に勤務する**保険医**が第二章に定める**保険医の診療方針等を遵守するよう監督**すること。
 - 二 当該保険医療機関における療養の給付に関する厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する**申請、届出等に係る手続**及び療養の給付に関する**費用の請求に係る手続が適正に行われるよう監督**すること。
 - 三 当該保険医療機関における診療録の記載及び整備並びに療養の給付の担当に関する**帳簿及び書類その他の記録の保存が適正に行われるよう監督**すること。
 - 四 当該保険医療機関に勤務する医師、歯科医師、薬剤師その他の従業者の**連携を図る**とともに、地域の病院若しくは診療所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との**連携を図る**こと。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

第2章 保険医の診療方針等

一般的方針（第12条）

療養及び指導の基本準則（第13条）

歯科診療の具体的方針（第21条）

診療録の記載（第22条）

適正な費用の請求の確保（第23条の2）

保険診療の禁止事項について

特殊療法・研究的診療の禁止（第18条、第21条）

健康診断を療養の給付の対象とする事の禁止（第12条、第21条）

濃厚（過剰）診療の禁止（第21条）

特定の保険薬局への誘導の禁止（第2条の5、第19条の3）

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則

歯科診療の具体的方針（第21条）

- 診察を行う場合は、患者の服薬状況及び薬剤服用歴を確認しなければならない。
- 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- 各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。
- 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
- 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。
- 投薬を行うに当たっては、後発医薬品・バイオ後続品の使用を考慮する。
- 注射は、経口投与をすることができないとき、又は経口投与によっては治療の効果を期待することができないとき等に行う。
- 手術は、必要があると認められる場合に行う。
- 処置は、必要の程度において行う。
- リハビリテーションは、必要があると認められる場合に行う。
- 入院の指示は、療養上必要があると認められる場合に行う。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

歯科診療録

歯科診療録

療養担当規則第22条

様式第一号（二）の1

(診療録第 1 面)

- 部位
- 傷病名
- 開始
- 終了
- 転帰
- 口腔内所見
- 主訴

[illegible]

様式第一号（二）の2
（診療録第2面）

- 月日
- 部位
- 療法・処置
- 点数
- 負担金徴収額

上記 5 項目のほか、
保険医の署名又は記名押印
が必要。

[illegible]

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則 診療録の記載、整備

診療録の記載（第22条）

保険医は、患者の診療を行った場合には、**遅滞なく**、様式第一号又はこれに準ずる様式の**診療録に、当該診療に関し必要な事項を記載**しなければならない。

診療録の記載及び整備（第9条）

保険医療機関は、療養の給付の担当に関する**帳簿及び書類その他の記録**をその**完結の日から3年間**保存しなければならない。ただし、患者の**診療録**にあっては、その**完結の日から5年間**とする。

- ・ 歯科医師は、診療をしたときは、**遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載**しなければならない。
- ・ 前項の診療録であって、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理者において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、**五年間**これを保存しなければならない。（歯科医師法第23条）

診療録の記載事項（歯科医師法施行規則第22条）

- ・ 診療を受けた者の住所、氏名、性別及び年齢
- ・ 治療方法（処方及び処置）※歯科医師法には処方と記載
- ・ 病名及び主要症状
- ・ 診療の年月日

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

診療録

事実に基づいて必要事項を十分に記載

- 診療の都度、遅滞なく必要事項の記載を十分に行う。
- 記載はインクまたはボールペン（**消せるボールペンや鉛筆は不可**）で、訂正は下の文字が見えるように二重線で行う。
- 読み取れる字で書く。
- 責任の所在を明確にするため、診療行為を行うごとに診察した歯科医師の**署名又は記名押印**する。
- 傷病名を所定の様式に記載し、絶えず整理する。
 - ・ 診療開始・終了年月日を記載する。
 - ・ 傷病の転帰を記載する。

診療録、診療報酬明細書に使用できる略称は定められており、独自の略称等を使用しない。

歯科の診療録及び診療報酬明細書に使用できる略称について（令和8年3月27日保医発0327第3号）

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

診療録

診療録の記載

- 診療録は診療の内容を証明する重要な文書である。
- なぜその処置を選択したのか、その結果がどうだったのか、診断の根拠、治療の経過が見えるよう記載する必要がある。
- 保険診療の場合は、『留意事項通知』により、個々の診療行為に対し、それぞれ固有の記載事項が定められている。
- パソコン等、OA機器により作成した診療録の場合は、診療を行った保険医は、必ず診療録を紙媒体に打ち出した後に記載内容を確認し、署名又は記名押印を行うこと。

診療録 = 診療報酬の請求の根拠

事実に基づいて必要事項を十分に記載していなければ、不正請求の疑いをまねく恐れがある。

診療報酬の請求について

レセプト作成用コンピュータ（レセコン）の取り扱い

レセプト作成用コンピュータ（レセコン）の取り扱い

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第7.0版

「医療情報システム」とは

- ・ レセプト作成用コンピュータ
- ・ 電子カルテ
- ・ オーダリングシステム
- ・ 患者の情報を保有するコンピュータ
- ・ 遠隔で患者情報を閲覧・取得するようなコンピュータ、携帯端末
- ・ 患者情報が通信される院内・院外ネットワーク

を範疇としている。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

診療録

医療情報の電子化においては「**医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第7.0版**」に準拠すること。

電子カルテに求められる要件

見読性の確保

必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにすること。

真正性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること。

(ア) 故意または過失による虚偽入力、書換え、消去及び混同を防止すること。

(イ) 作成の責任の所在を明確にすること。

保存性の確保

電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することができる措置を講じていること。

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

診療録

医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 7.0版（令和8年6月）

- ガイドラインに準拠した**運用管理規程**を定めること。
- 長時間離席する際に、正当な利用者以外の者による入力のおそれがある場合には、ログアウトやクリアスクリーン等の対策を実施。
- 令和9年度時点で稼働していることが想定される医療情報システムを、今後新規導入又は更新に際しては、**二要素認証***を採用するシステムの導入、又はこれに相当する対応を行うこと。
- パスワードは以下のいずれかを**要件とする**。
 - a 二要素以上の認証を採用していない場合は、英数字、記号を混在させた13桁以上の推定困難な文字列。13桁以上の設定ができない場合には、設定可能な最大桁数とすること。
 - b 二要素以上の認証の場合は、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列。ただし他の認証要素として必要な電子証明書等の使用にPINを設定する場合は、4桁以上が求められる。
- 更新履歴を保存し、必要に応じて**更新前と更新後の内容を照らし合わせる**ことができるようにすること。

* 認証の三要素： 「記憶」、「生体情報」、「物理媒体」 のうち二要素を用いるIDパスワード、指紋・虹彩・静脈・顔等、ICカード等 の 組み合わせ

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則 保険診療の禁止事項について

保険診療の禁止事項について

特殊療法・研究的診療の禁止（第18条、第21条）

- 評価の確立していない特殊な療法・新しい療法等は保険診療として行ってはならない。（第18条）
- 各種の検査は診療上必要があると認められる場合に行い研究の目的に行ってはならない。
(第21条第1号ホ・ヘ)

健康診断を療養の給付の対象とする事の禁止（第12条、第21条）

- 保険医の診療は、診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。（第12条）
- 健康診断は、療養の給付の対象として行ってはならない。（第21条第1号ハ）

濃厚（過剰）診療の禁止（第21条）

- 検査、投薬・注射、手術等は、必要があると認められる場合に行う。（第21条）

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則 保険診療の禁止事項について

保険診療の禁止事項について

使用医薬品及び歯科材料

- 保険診療では厚生労働大臣の定める医薬品以外は用いてはならない。（第19条第1項）
- 保険診療では厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。（第19条第2項）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）

- 医薬品(指定する医薬品除く)は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（第14条等）
- 医療機器(一般医療機器、指定する高度管理医療機器及び管理医療機器を除く)又は体外診断用医薬品(指定する体外診断用医薬品を除く)の製造販売使用とする者は、品目ごとに製造販売承認について厚労大臣の承認を受けなければならない。（第23条の二の五等）
- 再生医療等製品の製造販売をしようとする者は、品目ごとにその製造販売についての厚生労働大臣の承認を受けなければならない。（第23条の二十五）

保険医療機関及び保険医療養担当規則について

療養担当規則 保険診療の禁止事項について

保険診療の禁止事項について

保険薬局との関係

- 処方箋の交付に関し、特定の保険薬局への患者の誘導の禁止
(第2条の5,第19条の3)
- 処方箋の交付に関し、特定の保険薬局から財産上の利益の收受の禁止
(第2条の5第2項,第19条の3第2項)
- 保険医は、その交付した処方箋に関し、保険薬剤師から疑義の照会があった場合には、これに適切に対応しなければならない。
(第23条第3項)

様式第二号 処方箋

処 方 箋									
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号				保険者番号					
公費負担医療の受給者番号				被保険者資格に係る記号・番号		(枝番)			
患 者	氏 名				保険医療機関の所在地及び名称				
	生年月日	用大 印 年 月 日	男・女	電 話 番 号					
	区 分	被保険者	被扶養者	保 険 医 氏 名		都道府県番号			
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の 使用期間		令和 年 月 日		⑤	
地 方 方 箋	変更不可 (医療上の必要)	患者希望			個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更が差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。				
	処方箋の 使用回数		リフィル可 ☐ (回)			⑥ ※リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に発行し、最大3回まで反復利用できる処方箋			
備 考	保険医署名		⑦ (「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、署名又は記名・押印すること。)			⑧ (「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載し、署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。)			
	調剤薬局名		⑨ (調剤薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。))			⑩ (調剤する薬剤を減量した上で処方する場合は「レ」又は「×」を記載すること。)			
調剤回数		⑪ (調剤回数に応じて、「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)			⑫ (調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。)				
調剤日		令和 年 月 日			次回調剤予定日		令和 年 月 日		
調剤済年月日		令和 年 月 日			公費負担者番号				
保険薬局の所在地及び名称		⑬ (調剤済年月日)			公費負担医療の受給者番号				

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この調剤は、入用市薬を標準とする。⑩調剤する薬剤を減量した上で処方する場合は「レ」又は「×」を記載すること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和54年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とあるのは「公費負担医療の担当医療機関」と、被保険者(被扶養者)とあるのは「公費負担医療の担当被保険者」と読み替えるものとする。

リフィル可 ☐ (回)

5

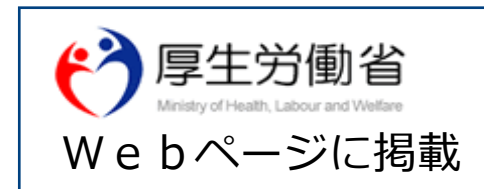
1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

診療報酬の請求について

告示・通知

告示

- 診療報酬の算定方法
 - 別表第1 医科診療報酬点数表
 - 別表第2 歯科診療報酬点数表**
 - 別表第3 調剤報酬点数表
- 基本診療料の施設基準等
- 特掲診療料の施設基準等



通知

- 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について**
- 基本診療料の施設基準等
- 特掲診療料の施設基準等
- 診療報酬請求書等の記載要領について

診療報酬の請求について

診療報酬明細書（レセプト）

診療報酬明細書とは

患者が受けた診療について、医療機関が保険者に請求する医療費の明細書

「個人情報」「診療機関情報」「傷病情報」「診療情報」
「療養給付請求情報」「食事生活療養請求情報」が含まれる。

診療報酬明細書の記載方法

「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について
(令和8年3月27日保医発0327第2号)」に規定

診療報酬の請求について

診療報酬明細書（レセプト）の適正記載について

適正な費用の請求の確保（療担第23条の2）

保険医は、その行った診療に関する情報の提供等について、保険医療機関が行う療養の給付に関する費用の**請求が適正なものとなるよう努めなければならない**。

- 査定を防ぐための、いわゆる「レセプト病名」を付与しない。
- 傷病名だけでは診療内容の説明が不十分と思われる場合は、**摘要欄**及び**症状詳記**で補う。



当該診療行為が必要な理由を具体的に記載する

診療報酬の請求について

診療報酬明細書（レセプト）の確認について

適正な手続の確保（療担第2条の3）

保険医療機関は、その担当する療養の給付に関し、厚生労働大臣又は地方厚生局長若しくは地方厚生支局長に対する申請、届出等に係る手続き及び療養の給付に関する費用の請求に係る手続きを適正に行わなければならない。

- 診療内容の誤り

診療内容の不一致、算定ルールからみた誤り、摘要欄記載漏れ、記載欄誤り 等

- 資格関係の誤り

資格喪失後の受診、記号・番号の誤り、旧証によるもの、本人・家族の誤り 等

6

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

歯科診療報酬点数表の解釈

歯科点数表について

歯科点数表の構成

第1章 基本診療料

特掲診療料に掲げていない簡単な診療行為、口腔軟組織の処置、単純な外科後処置等を、全て初診、再診または入院時の基本診療料として一括評価

第2章 特掲診療料

基本診療料として一括して評価することが妥当でない診療行為の費用を、個別に評価

診療報酬

第1章 基本診療料と第2章 特掲診療料のそれぞれの算定方法によって定められた点数を合算した点数

歯科診療報酬点数表の解釈

歯科点数表の構成

第1章 基本診療料

第1部 初・再診料

第2部 入院料等

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

第2部 在宅医療

第3部 検査

第4部 画像診断

第5部 投薬

第6部 注射

第7部 リハビリテーション

第8部 処置

第9部 手術

第10部 麻酔

第11部 放射線治療

第12部 歯冠修復及び欠損補綴

第13部 歯科矯正

第14部 病理診断

第15部 その他

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料

歯科点数表の解釈

① 基本診療料

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料 初再診料等のポイント

初診料

- ・健康診断、検診及び予防接種等（健診等）の受診後に、健診等に関する疾病に対して保険診療を実施する場合、**同日に1回の受診で保険診療を行う場合、初再診料等は算定できない。**
別受診で保険診療を行う場合には、再診料等を算定する。
→定期歯科検診、メインテナンスの取扱い時に注意
- ・患者が任意に診療を中止し1月以上経過した後、再び同一の保険医療機関において診療を受ける場合には、その診療が同一病名又は同一症状によるものであっても、その際の診療は、初診として取り扱う。
- ・歯科疾患管理料を算定し、管理計画に基づく一連の治療が終了した日（患者が任意に診療を中止した場合も含む。）から起算して2月を超えた場合は初診料を算定して差し支えない。
ただし、
 - ・欠損補綴を前提とした抜歯で抜歯後印象採得まで1月以上経過した場合、
 - ・歯周病等の慢性疾患である場合等であって、明らかに同一の疾病又は負傷に係る診療が継続している場合は、初診として取り扱わない。

再診料

- ・歯冠修復又は欠損補綴において、一連の行為のために同一日に2回以上の再診を行った場合の**再診料は、1回**の算定とする。

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料 初診料の注 1

初診料の注 1 に規定する施設基準 （通知）

- 口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じていること。
- 感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を講じていること。
- 歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準的予防策及び新興感染症に対する対策（抗菌薬の適正使用を含む。）の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されていること。なお、受講を確認出来るものを保管すること。
- 職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策及び新興感染症に対する対策等の院内研修等を実施していること。
- 当該保険医療機関の見やすい場所に、院内感染防止対策を実施している旨の院内掲示を行っていること。
- 掲示事項について、原則としてウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りでないこと。

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料 歯科診療特別対応加算 1

歯科診療特別対応加算 1

著しく歯科診療が困難な者に対して初再診を行った場合に加算

- ・ 脳性麻痺等で身体の不随意運動や緊張が強く体幹の安定が得られない状態
- ・ 知的発達障害等により開口保持できない状態や治療の目的が理解できず治療に協力が得られない状態
- ・ 重症の呼吸器疾患等で頻繁に治療の中断が必要な状態
- ・ 日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、歯科診療に際して家族等の援助を必要とする状態
- ・ 人工呼吸器を使用している状態又は気管切開等を行っており歯科治療に際して管理が必要な状態
- ・ 強度行動障害の状態であって、日常生活に支障を来すような症状・行動が頻繁に見られ、歯科治療に協力が得られない状態
- ・ 別に掲げる感染症（例：インフルエンザ、麻しん、新型コロナウイルス感染症、風しん等）に罹患しており、標準予防策に加えて、空気感染対策、飛沫感染対策、接触感染対策など当該感染症の感染経路等の性質に応じて必要な感染対策を講じた上で歯科診療を行う必要がある状態
- ・ 又はこれらに準ずる状態

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料 歯科診療特別対応加算 1

歯科診療特別対応加算 1

- 「著しく歯科診療が困難な者」に診療を行った際に算定する。
- 当該加算を算定した日の患者の状態又は別に掲げる感染症に罹患している場合はその病名 を診療録に記載
例： 障害者手帳交付者 ≠ 歯科診療特別対応加算 1 を算定する患者
- 患者の状態が「著しく歯科診療が困難な者」に該当していない診療日は算定できない
→初診・再診で当該加算を算定したから以降の再診でも自動的に加算するのではなく、診療の都度、該当性を評価する

歯科診療報酬点数表の解釈

基本診療料 歯科診療特別対応加算 2

歯科診療特別対応加算 2

- 「著しく歯科診療が困難な者」に対して当該患者が歯科治療環境に円滑に適応できるような技法を用いて診療を行った場合
⇒**患者の状態**及び用いた**専門的技法の名称**を診療録に記載
- 別に掲げる感染症に罹患している感染症の患者であって、医学的に他者へ感染させるおそれがあると認められるものに対し、個室若しくは陰圧室において診療を行った場合
⇒**その病名**を診療録に記載
- **患者の状態**が「著しく歯科診療が困難な者」に**該当していない診療日は算定できない**
→初診・再診で当該加算を算定したから以降の再診でも自動的に加算するのではなく、**診療の都度、該当性を評価する。**

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理

歯科点数表の解釈

② 医学管理

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理

医学管理等のポイント

- 医学管理等は目に見えない「技術」に対する評価である。
- 項目ごとに具体的な算定要件が定められている。
- 療養上適切な指導・管理等を行った上で、診療録等への記載が算定要件となっている。
- 保険請求の根拠となるべき医学管理の具体的内容や必要事項（指導内容などの要点）を記載する。
- 患者に応じた内容となるよう、充実した記載が不可欠。
- 算定回数の制限や算定できない場合もある。
- 情報提供文書の交付が必要な場合もある。
- 病院等において、歯科医師自身が算定する旨を指示し、医事部門のみの判断で一律請求を行わない。

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理料

医学管理料

- 歯科疾患管理料
- 小児口腔機能管理料
- 口腔機能管理料
- 周術期等口腔機能管理計画策定料
- 周術期等口腔機能管理料（Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ）
- 回復期等口腔機能管理計画策定料
- 回復期等口腔機能管理料
- 歯科特定疾患療養管理料
- 根面う蝕管理料
- エナメル質初期う蝕理料
- 歯科衛生実地指導料
- 悪性腫瘍特異物質治療管理料
- 診療情報提供料（Ⅰ）
- 診療情報等連携共有料
- 薬剤情報提供料
- 新製有床義歯管理料

等

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 歯科疾患管理料

歯科疾患管理料の診療録記載①

1. 管理計画作成時、又は変更時

- ① 管理計画について患者に説明した内容の要点
- ② 患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な事項等

- 患者の基本状況

全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況 等

- 口腔の状態

歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態 等

- 必要に応じて実施した検査結果等の要点

- 治療方針の概要 等

口腔機能の回復若しくは維持・向上又は獲得を目的とした管理を行う場合は、口腔機能の検査の結果を踏まえた治療方針を含むものとする。

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 歯科疾患管理料

歯科疾患管理料の診療録記載②

2. 初診時に歯周病の急性症状がある場合

歯周病に罹患している患者の管理を行う場合は歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成する。

ただし、初診時に歯周病の急性症状を呈する患者であって、歯周病検査の実施が困難である場合は、急性症状寛解後の歯科疾患管理料算定時まで実施する。なお、その場合は症状の要点を記載する。

3. 継続管理の場合 （再診時）

患者に対して、管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行った場合は、その要点を記載する。

管理計画に変更があった場合は、変更の内容を診療録に記載する。

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 歯科疾患管理料

歯科疾患管理料の診療録記載③

4. フッ化物洗口指導による指導管理に係る加算を算定する場合

患者に対し説明を行い、指導内容等を文書により提供する。

歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が指導を行った場合は、歯科医師は診療録に指示内容を記載する。

- (イ) 洗口の方法（薬液の量やうがいの方法）及び頻度
- (ロ) 洗口に関する注意事項
- (ハ) 薬液の取り扱い及びその保管方法

5. 文書提供加算を算定する場合

文書の内容以外に療養上必要な管理事項がある場合は、その要点を記載する。

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 歯科疾患管理料

歯科疾患管理料の診療録記載④

6. 長期管理加算を算定する場合

歯科疾患の重症化予防に資する長期にわたる継続的な口腔管理等を評価したものをいう。当該加算を初めて算定する場合にあつては、当該患者の治療経過及び口腔の状態を踏まえ、今後の口腔管理に当たって特に留意すべき事項を患者等に説明し、診療録には、説明した内容の要点を記載する。

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 小児口腔機能管理料・口腔機能管理料

小児口腔機能管理料・口腔機能管理料

小児口腔機能管理料・口腔機能管理料を算定する場合

- **口腔機能の評価及び一連の口腔機能の管理計画**を策定し、当該管理計画に係る情報を文書により提供し、提供した文書の写しを診療録に添付する。
(文書提供加算は算定できない。)
- **管理内容**を記載又は**管理に係る記録**を文書により作成している場合はその写しを添付する。 等

歯科診療報酬点数表の解釈

医学管理 根面う蝕管理料・エナメル質初期う蝕管理料

根面う蝕管理料

- ・ 歯科疾患管理料若しくは歯科特定疾患療養管理料を算定した患者（65歳以上のものに限る。）又は歯科訪問診療料を算定した患者であって、初期の根面う蝕を有するものに対して、当該う蝕の進行抑制を目的として実施する管理等をいい、**患者等の同意を得て管理等の内容について、説明を行った場合に算定する。**
- ・ 当該管理を行った場合は、**患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載する。**

エナメル質初期う蝕管理料

- ・ 歯科疾患管理料又は歯科特定疾患療養管理料を算定した患者であって、エナメル質初期う蝕を有する患者に対して、当該病変の治癒又は重症化予防を目的として実施する管理等をいい、**患者等の同意を得て管理等の内容について説明を行った場合に算定する。**
- ・ 当該管理を行った場合は、**患者等に対し、説明した内容の要点を診療録に記載する**

歯科診療報酬点数表の解釈

在宅医療

歯科点数表の解釈

③ 在宅医療

歯科診療報酬点数表の解釈

在宅医療 歯科訪問診療料

歯科訪問診療料

在宅等において療養を行っており、疾病、傷病のため通院による歯科治療が困難な患者を対象としていることから、通院が容易な者に対して安易に算定できない。療養中の当該患者の在宅等から屋外等への移動を伴わない屋内で次のいずれかに該当する歯科訪問診療を行った場合に算定する。なお、急性症状の発症時等に即応できるよう、**切削器具の常時携行**が必要。

- 患者の求めに応じたもの
- 歯科訪問診療に基づき継続的な歯科診療の必要が認められた患者であって、患者の同意を得た場合

		同一の建物に居住する患者数				
		1人 歯科訪問診療 1	2人以上3人以下 歯科訪問診療 2	4人以上9人以下 歯科訪問診療 3	10人以上19人以下 歯科訪問診療 4	20人以上 歯科訪問診療 5
患者1人につき診療に要した時間	20分以上	【1,100 点】	【410点】	【310点】	【160点】	【95点】
	20分未満		【287点】	【217点】	【96点】	【57点】

歯科診療報酬点数表の解釈

在宅医療 特別の関係にある施設等への歯科訪問診療

歯科訪問診療料 特別の関係にある保険医療機関等

- ① 保険医療機関が当該保険医療機関と「特別の関係」にある保険医療機関等に訪問し、歯科訪問診療を行った場合は、「注20」に規定する歯科訪問診療料（初診時 272点、再診時 59点）により算定する。
- ② 「特別の関係にある保険医療機関等」に規定する「保険医療機関等」とは、保険医療機関である病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は指定訪問看護事業者をいう。

歯科診療報酬点数表の解釈

特別の関係

「特別の関係」とは

- (イ) 当該保険医療機関等の開設者が、当該他の保険医療機関等の開設者と同一の場合
- (ロ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者と同一の場合
- (ハ) 当該保険医療機関等の代表者が、当該他の保険医療機関等の代表者の親族等の場合
- (ニ) 当該保険医療機関等の理事・監事・評議員その他の役員等のうち、当該他の保険医療機関等の役員等の親族等の占める割合が10分の3を超える場合
- (ホ) (イ)から(ニ)までに掲げる場合に準ずる場合(人事、資金等の関係を通じて、当該保険医療機関が、当該他の保険医療機関の経営方針に対して重要な影響を与えることができると認められる場合に限る。)

歯科診療報酬点数表の解釈

在宅医療 歯科訪問診療の距離制限

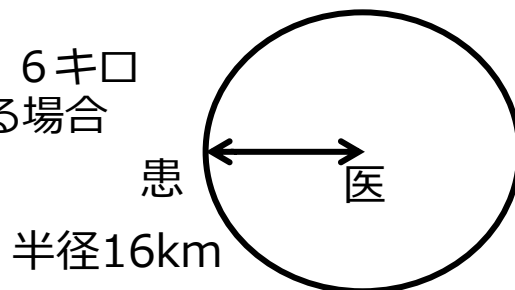
16kmを超える歯科訪問診療

保険医療機関の所在地と患家の所在地との距離が**16キロメートルを超える歯科訪問診療**は、当該保険医療機関からの歯科訪問診療を必要とする絶対的な理由がある場合を除いて、**認められない**。

絶対的な理由： 患家付近に他の歯科医師がいない、いても専門外である、旅行中で不在である、対応不可、歯科訪問診療の依頼をしても連絡がつかない等やむを得ない場合

患家の希望 → 保険診療としては算定できないことから、患者負担とする。

※保険医療機関の所在地を中心とする半径16キロメートルの圏域の外側に患家が所在地する場合



参考：
疑義解釈資料の送付について（その63）
（令和5年12月28日付事務連絡）

歯科診療報酬点数表の解釈

検査・画像診断

歯科点数表の解釈

④ 検査・画像診断

歯科診療報酬点数表の解釈

検査・画像診断

検査・画像診断のポイント

- 個々の患者の状況に応じ検査項目を適切に選択する。
- 検査を行う根拠、結果、評価を診療録に記載する。
- 画一的に多項目を一律に実施するような検査は不適切である。

療養担当規則 第21条一の木

各種の検査は、診療上必要があると認められる場合に行う。

(例：術前のいわゆるセット検査)

- 算定要件に留意すること。

単位（例：1口腔につき、1歯につき 等）、回数 等

歯科診療報酬点数表の解釈

画像診断の留意点

画像診断の留意点

- 不注意による再撮影

エックス線写真撮影の際に失敗等により、再撮影をした場合は再撮影に要した費用は算定できない。

- 対称部位の撮影

片側性の顎関節症で健側を対照として撮影する場合は、診断料、撮影料とも健側の撮影についても患側と同一部位の同時撮影を行った場合と同じ取扱いとする。

- 全顎撮影

全顎撮影に複数日を要した場合であっても、一連の全顎撮影として算定する。

例 1日目7枚+2日目3枚の撮影 → 複数日をまとめて 全顎撮影10枚法 と算定する。

歯科診療報酬点数表の解釈

時間外緊急院内画像診断加算

時間外緊急院内画像診断加算

- 保険医療機関において、診療時間以外の時間、休日又は深夜に入院中の患者以外の患者に対して診療を行った際、歯科医師が緊急に画像診断を行う必要性を認め当該保険医療機関に具備されている画像診断機器を用いて、画像撮影及び診断を実施した場合に限り算定する。
- 緊急に画像診断を要する場合とは
直ちに何らかの処置・手術等が必要な患者であって
通常の診察のみでは的確な診断が下せず、なおかつ
通常の画像診断が整う時間まで画像診断の実施を見合わせるできないような
重篤な場合

歯科診療報酬点数表の解釈

投薬・注射

歯科点数表の解釈

⑤ 投薬・注射

歯科診療報酬点数表の解釈

投薬・注射

投薬・注射のポイント

- 患者を診察することなく投薬、注射、処方箋の交付は認められない。

無診察治療等の禁止

歯科医師法第20条 歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、又は診断書若しくは処方せんを交付してはならない。

- 原則、薬価基準に記載されている医薬品を、医薬品医療機器等法承認事項（**効能・効果、用法・用量、禁忌等**）の**範囲内で使用した場合**に保険適用となる。
- 抗生剤等は、抗菌スペクトルを十分に考慮し、適宜薬剤感受性検査を行い、漫然と投与することのないよう注意する。

歯科診療の具体的方針 投薬

療養担当規則第21条二のイ 投薬は、必要があると認められる場合に行う。
ハ 同一の投薬は、みだりに反覆せず、症状の経過に応じて投薬の内容を変更する等の考慮をしなければならない。

歯科診療報酬点数表の解釈

投薬・注射

不適切な投薬・注射

- 禁忌 疾病・症状に対する禁忌、配合の禁忌
- 適応外 「適応病名」以外への薬剤投与
- 過量 定められた投与量を超える投与
- 用法外 定められた用法以外の投与方法
- 重複 同様の効果・効能および作用機序をもつ2剤以上の薬剤の同時投与
- 多剤 同一の疾患・症状に対して作用機序の異なる薬剤を同時に多種類投与
- 長期漫然 同一または同種の効果・効能をもつ薬剤の不必要な長期投与
- 医科診療科において処方すべき医薬品

歯科診療報酬点数表の解釈

投薬・注射 後発医薬品・バイオ後続品の使用の推進

後発医薬品・バイオ後続品の使用の推進

歯科診療の具体的方針 投薬

療養担当規則第21条二の二 投薬を行うに当たっては、次に掲げる医薬品の使用を考慮するとともに、患者に当該医薬品を選択する機会を提供すること等患者が当該医薬品を選択しやすくするための対応に努めなければならない。
(1) 後発医薬品 (2) バイオ後続品

● 保険薬局における後発医薬品の在庫管理の負担軽減 → 一般名処方の推進

一般名処方加算

後発品のある全ての医薬品を一般名で記載した処方箋を交付した場合は、処方箋の交付1回につき8点、1品目でも一般名処方が含まれている場合は6点を加算する。

歯科診療報酬点数表の解釈

投薬・注射 処方箋の記載

処方箋の記載

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条第3項

保険薬剤師は、（中略）当該処方箋を発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているとき、又は遺伝子組換え技術を応用して製造される医薬品の一般的名称を当該処方箋に記載したときは、患者に対して、後発医薬品又はバイオ後続品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品又はバイオ後続品を調剤するよう努めなければならない

【歯科医師】

個々の処方薬について、**後発医薬品への変更に差し支えあると判断した場合**には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」と記載し、「保険医署名」欄に、署名又は記名・押印

処 方 箋									
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)									
公費負担者番号				保険者番号					
公費負担医療の受給者番号				被保険者資格に係る記号・番号				(枝番)	
患 者	氏 名				保険医療機関の所在地及び名称				
	生年月日	明大昭和全 年 月 日 男・女			電 話 番 号				
	区 分	被保険者		被扶養者		保 険 医 氏 名			
						都道府県番号		点数表番号	医療機関コード
交付年月日		令和 年 月 日		処方箋の使用期間		令和 年 月 日		特記記載のある場合を除き、交付の日を含めて4日以内に保険薬局に提出すること。	
処 方	変更不可 (原薬必須)	患者希望			個々の処方薬について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。				
					リフィル可 ☐ (回)				
備 考	保険医署名		「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。						
	保険薬局が調剤時に残薬を確認した場合の対応(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ疑義照会した上で調剤 ☐ 調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供								
調剤実施回数(調剤回数に応じて、□に「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。) □ 1回目調剤日(年 月 日) □ 2回目調剤日(年 月 日) □ 3回目調剤日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日) 次回調剤予定日(年 月 日)									
調剤済年月日		令和 年 月 日		公費負担者番号					
保険薬局の所在地及び名称				公費負担医療の受給者番号					
保険薬剤師氏名									

備考 1. 「処方」欄には、薬名、分量、用法及び用量を記載すること。
2. この用紙は、A列5番を標準とすること。
3. 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(昭和61年厚生省令第36号)第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とするものは「公費負担医療の担当医療機関」と、「保険医氏名」とするものは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

歯科診療報酬点数表の解釈

処置

歯科点数表の解釈

⑥ 処置

歯科診療報酬点数表の解釈

処置

「処置」における過去の指摘事項（令和6年度診療報酬改定に基づく）

- 歯周病治療
 - ・ 「歯周病の治療に関する基本的な考え方」（令和2年3月 日本歯科医学会）を参照し、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行う。
 - ・ 歯周病検査、画像診断の結果が診断、治療に十分活用されず、診断、治療方針、治癒の判断及び治療計画の修正等の根拠が不明確である。
- 機械的歯面清掃処置
 - ・ 歯科衛生士が機械的歯面清掃処置を行った場合に、当該歯科衛生士の氏名を診療録に記載していない。
- う蝕処置
 - ・ 算定部位ごとに処置内容等を診療録に記載していない。
- 加圧根管充填処置
 - ・ 適切な加圧根管充填を行っていない。

等

歯科診療報酬点数表の解釈

処置

算定要件の具体例

診療報酬の算定にあたっては、歯科点数表に記載されている要件を満たす必要がある。

I019 歯冠修復物又は補綴物の除去（1歯につき）

「3 著しく困難なもの」の「著しく困難なもの」とは、チタン冠、レジン前装チタン冠、チタンブリッジ若しくはメタルコア又は支台築造用レジンを含むファイバーポストを有するものをいう。

I022 有床義歯床下粘膜調整処置（1顎1回につき）

旧義歯が不適合で床裏装や再製が必要とされる場合に、床裏装や再製に着手した日より前において、有床義歯床下粘膜異常に対してそれを調整するために、旧義歯を調整しながら、粘膜調整材を用いて有床義歯床下粘膜調整を行った場合は、当該義歯の調整を含めて、1顎1回につき算定する。

歯科診療報酬点数表の解釈

処置

歯周病継続支援治療

【I011-2 歯周病継続支援治療】

1	1 歯以上10歯未満	170点
2	10歯以上20歯未満	200点
3	20歯以上	350点

- 一連の歯周治療終了後、**継続支援が必要な患者**に対し、**歯周組織の状態維持又は重症化予防を目的**としてプラークコントロール、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整、機械的歯面清掃等の継続的な治療を評価したものである。
- 継続支援が必要な患者とは、2回目以降の歯周病検査の結果、次のいずれかに該当する状態をいう。
 - イ 歯周組織の多くの部分は健康であるが、一部分に病変の進行が停止し病状が安定していると考えられる4 mm以上の歯周ポケットが認められる状態
 - 全ての歯周ポケットが4 mm未満だが、部分的な炎症又はプロービング時の出血が認められる状態
- 歯周病継続支援治療は、その開始に当たって、歯周病検査を行い、検査結果の要点や歯周病継続支援治療の治療方針等について**管理計画書を作成**し、文書により患者又はその家族等に提供し、当該**文書の写しを診療録に添付**した場合算定する。その他療養上必要な管理事項がある場合は、患者に説明し、その**要点を診療録に記載**する。

歯科診療報酬点数表の解釈

手術

歯科点数表の解釈

⑦ 手術

歯科診療報酬点数表の解釈

手術 複数手術の算定方法

複数手術の算定方法①

原則として、同一の手術野、同一の病巣に2以上の手術を同時に実施した場合は、**主たる手術の所定点数のみ**により算定する。（通則13）

第9部手術（診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について
令和8年3月5日保医発0305第6号）

この部（第9部手術）における「主たる手術」とは、所定点数及び注による加算点数を合算した**点数の高い手術**をいう。

「通則13」の同一手術野又は同一病巣の算定は、医科点数表の例により算定する。ただし、J000に掲げる抜歯手術からJ004-3に掲げる歯の移植手術までを複数歯に対して単独で行う場合は、個々の区分により規定する算定単位に応じて算定する。

- | | | | |
|-----------|------------|-----------|---------------|
| ・ J 000 | 抜歯手術 | ・ J 000-2 | 歯根分割搔爬術 |
| ・ J 000-3 | 上顎洞陥入歯等除去術 | ・ J 001 | ヘミセクション(分割抜歯) |
| ・ J 002 | 抜歯窩再搔爬手術 | ・ J 003 | 歯根嚢胞摘出手術 |
| ・ J 004 | 歯根端切除手術 | ・ J 004-2 | 歯の再植術 |
| ・ J 004-3 | 歯の移植手術 | | |

これらの手術について、**単独で行った場合は**実施した歯数に応じて算定できる取り扱い

歯科診療報酬点数表の解釈

手術 複数手術の算定方法

複数手術の算定方法②

「複数手術に係る費用の特例」（厚生労働省告示）において、複数の手術料を算定可能な場合が示されている。

$$\text{手術料} = \text{主たる手術の点数} + \text{従たる手術の点数} \times \frac{1}{2}$$

（100分の50）

※主たる手術・・・加算等を合算して点数の高い手術

例) 顎骨腫瘍摘出術(歯根嚢胞を除く。)(長径3センチメートル未満; 4,020点)と
抜歯手術(埋伏歯; 1,080点)

$$\text{手術料} = 4,020\text{点} + \frac{1}{2}(1,080\text{点}) = 4,020\text{点} + 540\text{点} = 4,560\text{点}$$

歯科診療報酬点数表の解釈

手術 複数手術の算定方法

複数手術の算定方法③

「複数手術に係る費用の特例」

(令和8年3月厚生労働省告示第95号)

J091 皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	その他の手術
J099-2 抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
J100-2 中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
J003 歯根嚢胞摘出手術	J044 歯根端切除手術（1歯につき）
J043 顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。）	J000 抜歯手術（1歯につき）
J043 顎骨腫瘍摘出術（歯根嚢胞を除く。） （顎骨嚢胞を摘出した場合に限る。）	J004 歯根端切除手術（1歯につき）
J066 歯槽骨骨折観血的整復術	J004-2 歯の再植術
J068 上顎骨折観血的手術	
J072 下顎骨折観血的手術	
J075 下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	J075 下顎骨形成術 2 短縮又は伸長の場合
J101-2 神経再生誘導術	J040 下顎骨部分切除術
	J041 下顎骨離断術
	J042 下顎骨悪性腫瘍手術

歯科診療報酬点数表の解釈

歯冠修復及び欠損補綴

歯科点数表の解釈

⑧ 歯冠修復及び欠損補綴

歯科診療報酬点数表の解釈

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴のポイント

M000 補綴時診断料

製作を予定する部位、欠損部の状態、欠損補綴物の名称及び設計等についての要点を診療録に記載する。

- 「1 補綴時診断（新製の場合）」を算定後、当該有床義歯に対して、新たに人工歯及び義歯床を追加した場合には、前回補綴時診断料を算定した日から起算して3月以内は補綴時診断料を算定できない。

歯科診療報酬点数表の解釈

歯冠修復及び欠損補綴

歯冠修復及び欠損補綴のポイント

M000-2 クラウン・ブリッジ維持管理料

- 対象となる補綴物ごとに、**クラウン・ブリッジ維持管理料の趣旨、補綴部位、装着日、保険医療機関名**等を記載した文書を提供する。また、患者に提供した**文書の写しを診療録に添付**する。
- 次に掲げるものはクラウン・ブリッジ維持管理の対象としない（注）。
 - ・ 乳歯（後継永久歯が先天性に欠如している乳歯を除く。）に対する歯冠修復
 - ・ 歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対する高強度硬質レジンブリッジ
 - ・ 全ての支台をインレーとするブリッジ
 - ・ 永久歯に対する既製の金属冠による歯冠修復
 - ・ ブリッジの支台歯の場合を除く永久歯に対する4分の3冠、5分の4冠、全部金属冠及びレジン前装冠による歯冠修復

注：ただし令和8年5月31日までに装着したものは、従来通りの取扱いである。

歯科診療報酬点数表の解釈

歯冠修復及び欠損補綴 保険適用の歯科材料の使用

保険適用の歯科材料の使用

療養担当規則 使用医薬品および歯科材料

1. 保険診療では厚生労働大臣の定める医薬品以外は用いてはならない。
(療養担当規則第19条第1項)
2. 保険診療では厚生労働大臣の定める歯科材料以外の歯科材料を歯冠修復及び欠損補綴において使用してはならない。
(療養担当規則第19条第2項)

歯科診療報酬点数表の解釈

歯科矯正

歯科点数表の解釈

⑨ 歯科矯正

歯科診療報酬点数表の解釈

歯科矯正 保険診療の対象

保険診療の対象

- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し届け出た保険医療機関において行う次のいずれかに該当する場合
 - 厚生労働大臣が定める疾患に起因した咬合異常
 - 3 歯以上の永久歯萌出不全に起因した咬合異常（埋伏歯開窓術を必要とするものに限る。）
 - 18歳未満の患者であって、連続した3 歯以上の先天性欠如歯に起因した咬合異常
- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し届け出た保険医療機関において行う顎変形症（顎離断等の手術を必要とするものに限る。）の手術の前後における療養
- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合し届け出た保険医療機関以外の保険医療機関における歯科矯正相談料

歯科診療報酬点数表の解釈

参考 歯科診療に関する基本的な考え方

日本歯科医学会 Webページに掲載

- 歯科におけるオンライン診療に関する基本的な考え方 (令和6年3月 日本歯科医学会)
- 口腔機能発達不全症に関する基本的な考え方 (令和6年3月 日本歯科医学会)
- 口腔機能低下症に関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- 初期根面う蝕の管理に関する基本的な考え方 (令和6年3月 日本歯科医学会)
- エナメル質初期う蝕に関する基本的な考え方 (平成28年3月 日本歯科医学会)
- 歯科遠隔連携診療に関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- 有床義歯の管理について (令和8年3月 日本歯科医学会)
- 歯周病の治療に関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- 口腔バイオフィルム感染症に関する基本的な考え方 (令和6年3月 日本歯科医学会)
- 精密触覚機能検査の基本的な考え方 (平成30年3月 日本歯科医学会)
- 筋電計による歯ぎしり検査実施に当たっての基本的な考え方 (令和2年3月 日本歯科医学会)
- レーザー応用による再発性アフタ性口内炎治療に関する基本的な考え方 (平成30年3月 日本歯科医学会)
- 歯科診療における静脈内鎮静法ガイドライン 一改訂第2版(2017)ー (平成29年3月 日本歯科麻酔学会)
- 歯科診療における静脈麻酔等に関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- CAD/CAM冠に関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- CAD/CAMインレーに関する基本的な考え方 (令和8年3月 日本歯科医学会)
- ブリッジの考え方2007 (平成19年11月 日本歯科医学会)
- 3次元プリント有床義歯の診療指針 (令和8年3月 日本補綴歯科学会)
- 磁性アタッチメントを支台装置とする有床義歯の診療に対する基本的な考え方 (令和4年12月 日本歯科医学会)

歯科診療報酬点数表の解釈

保険外併用療養費制度について

保険外併用療養費制度

- 一連の診療について、保険診療と保険外診療との併用は、**原則として禁止**
- 医学の進歩や患者のニーズの多様化に対応し、患者が追加費用を負担することにより、保険外の新しい高度医療技術や追加的な医療サービスを受けられるよう、保険外併用療養費制度として「**評価療養**」、「**患者申出療養**」及び「**選定療養**」を制度化

保険外併用療養費制度の仕組み



保険外併用療養費制度

保険外併用療養費制度について

保険外併用療養①

評価療養（保険導入のための評価を行うもの）

- 先進医療
- 医薬品、医療機器、再生医療等製品の治験に係る診療
- 薬事承認後で保険収載前の医薬品、医療機器、再生医療等製品の使用
- 薬価基準収載医薬品の適応外使用
（用法・用量・効能・効果の一部変更の承認申請がなされたもの）
- 保険適用医療機器、再生医療等製品の適応外使用
（使用目的・効能・効果等の一部変更の承認申請がなされたもの）
- プログラム医療機器の使用
（薬事の第一段階承認後のもの、チャレンジ申請で再評価を目指すもの）

保険外併用療養費制度

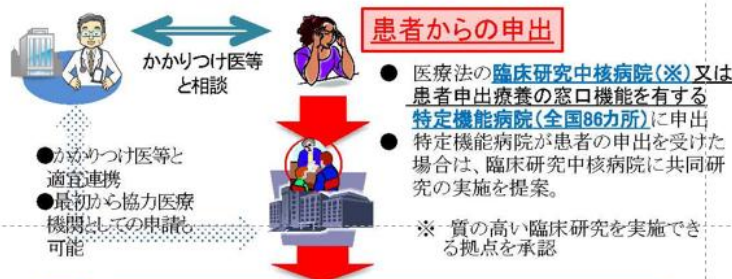
保険外併用療養費制度について

保険外併用療養②

患者申出療養（保険導入のための評価を行うもの）

○国内未承認の医薬品等を迅速に保険外併用療養として使用したいという患者の思いに応えるため、**患者からの申出を起点とする新たな保険外併用療養の仕組み**として、**患者申出療養を創設**（平成28年度から実施）

〈患者申出療養としては初めての医療を実施する場合〉



患者申出療養の申請（臨床研究中核病院が行う）

- 臨床研究中核病院は、**特定機能病院**やそれ以外の**身近な医療機関**を、**協力医療機関**として申請が可能

患者申出療養に関する会議による審議

- 安全性、有効性、実施計画の内容を審査
- 医学的判断が分かれるなど、6週間で判断できない場合は全体会議を開催して審議

患者申出療養の実施

- 申出を受けた**臨床研究中核病院**又は**特定機能病院**に加え、**患者に身近な医療機関**において**患者申出療養が開始**
- 対象となった医療及び当該医療を受けられる医療機関は国がホームページで公開する

原則
6週間

〈既に患者申出療養として前例がある医療を他の医療機関が実施する場合（共同研究の申請）〉



患者申出療養の申請

前例を取り扱った臨床研究中核病院

- 臨床研究中核病院は国が示した考え方を参考に、患者に身近な医療機関の実施体制を個別に審査
- 臨床研究中核病院の判断後、速やかに地方厚生局に届出

身近な医療機関で患者申出療養の実施



原則
2週間

保険外併用療養費制度

保険外併用療養費制度等について

保険外併用療養③

選定療養（保険導入を前提としないもの）

- 特別の療養環境（差額ベッド）
- 予約診療
- 時間外診療等
- 大病院の初診
- 大病院の再診
- 制限回数を超える医療行為
- 180日以上入院
- 歯科の金合金等
- 金属床総義歯
- 小児う蝕の指導管理
- 水晶体再建に使用する多焦点眼内レンズ
- 保険適用期間終了後のプログラム医療機器
- 間歇スキャン式持続血糖測定器
- 精子の凍結及び融解
- 長期収載品
- 近視進行抑制点眼薬

歯科診療報酬点数表の解釈

保険外併用療養費制度等について

保険外併用療養③ 選定療養

・長期収載品の処方等又は調剤

長期収載品^(注)の使用について、

- ①患者希望により銘柄処方された長期収載品
 - ②一般名処方され、患者が調剤を希望した長期収載品
- は選定療養の対象となる。

ただし、

- ①医療上の必要性があると認められる場合、
 - ②後発医薬品を提供することが困難な場合、
- については引き続き保険給付の対象となる。

(注) 後発医薬品のある先発医薬品の規定による製造の承認がされた医薬品であって、価格差のある後発医薬品があるもの。
 ・後発医薬品が初めて薬価基準に収載された日の翌月から5年を経過した医薬品
 ・5年を経過しない医薬品であって、後発品置き換え率が50%に達している医薬品が対象となる。

変更不可 (医療上必要)	患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。
-----------------	------	---

令和6年診療報酬改定より処方箋に「患者希望」のチェック欄が設けられた。

「変更不可」に「レ」又は「×」を記載した際には、署名または記名・押印をすること

様式第二号 処方箋

処方箋
(この処方箋は、どの保険薬局でも有効です。)

公費負担番号	保険者番号
公費負担医療の受給者番号	被保険者資格に係る記号・番号 (続番)
氏名	保険医療機関の所在地及び名称
生年月日	電話番号
性別	保険医氏名
区分	都道府県番号
被保険者	点数表番号
被扶養者	診療科目
交付年月日	令和 年 月 日
処方箋の使用期間	令和 年 月 日
患者希望	個々の処方箋について、医療上の必要性があるため、後発医薬品（ジェネリック医薬品）への変更差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。また、患者の希望を踏まえ、先発医薬品を処方した場合には、「患者希望」欄に「レ」又は「×」を記載すること。
変更不可 (医療上必要)	リフィル可 ☐ (☐)
患者希望	リフィル処方箋とは、症状が安定している患者に発行し、最大3回まで反復利用できる処方箋
保険医署名	「変更不可」欄に「レ」又は「×」を記載した場合は、署名又は記名・押印すること。
備考	保険薬局が調剤時に後発医薬品を承認した場合(特に指示がある場合は「レ」又は「×」を記載すること。) ☐ 保険医療機関へ送致照会した上で調剤 ☐ 調剤する薬剤を減量した上で保険医療機関に情報提供
調剤実施回数	調剤回数に応じて、「レ」又は「×」を記載するとともに、調剤日及び次回調剤予定日を記載すること。 ☐ 1回目調剤日 (年 月 日) ☐ 2回目調剤日 (年 月 日) ☐ 3回目調剤日 (年 月 日) 次回調剤予定日 (年 月 日) 次回調剤予定日 (年 月 日)
調剤年月日	令和 年 月 日
公費負担番号	
保険薬局の所在地及び名称	公費負担医療の受給者番号
保険医署名	

備考 1. 「処方」欄には、薬名・分量・用法及び用量を記載すること。
 2. この用紙は、A4用紙を標準とする。
 3. 処方箋の交付及び公費負担医療に関する事項の請求に関する命令（昭和57年厚生省令第36号）第1条の公費負担医療については、「保険医療機関」とする。
 4. 「公費負担医療の担当医療機関」とは、「保険医氏名」とあるのは「公費負担医療の担当医氏名」と読み替えるものとする。

保険外併用療養費制度

保険外併用療養費制度等について

療養の給付と直接関係ないサービス等

- 日常生活上のサービス、公的保険給付とは関係の無い文書料、実費徴収可能と明記されている費用
- 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するものではないもの、その他

1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

医療保険と介護保険との関係について

医療保険と介護保険の給付調整

医療保険と介護保険の給付調整

- 要介護被保険者等については、原則として、**介護保険給付が医療保険給付より優先**される。
- ただし、厚生労働大臣が定める場合については、医療保険から給付できることとされており、これを**医療保険と介護保険の給付調整**という。

医療保険と介護保険との関係について

介護保険施設

介護保険法で規定されている介護保険施設（３種類）

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老健）
- 介護医療院

これらの施設には医師の配置があるが、各施設類型で医療提供の密度が異なることから、介護報酬に包括されている部分と医療保険において給付される範囲が各々異なる。

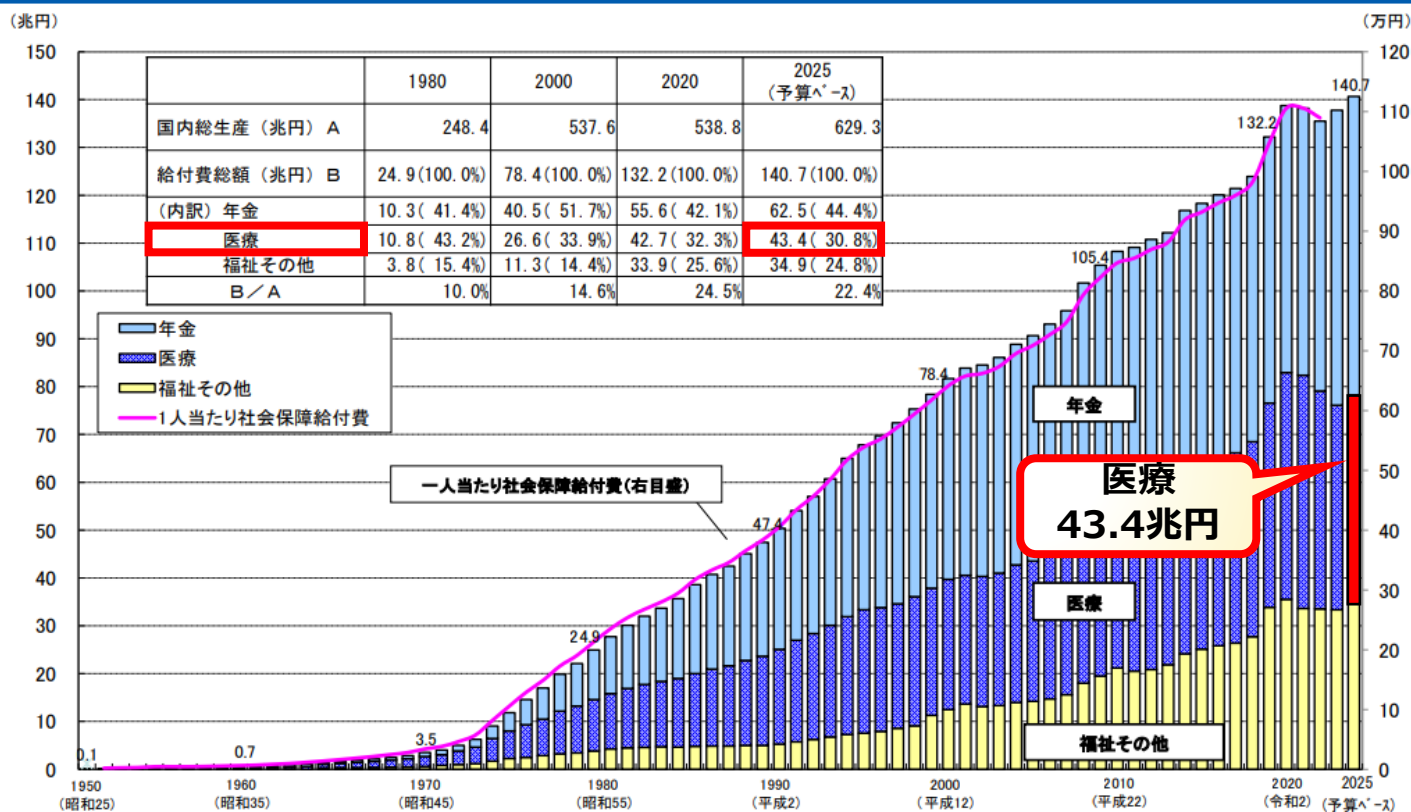


1. 指導・監査等について
2. 保険診療の仕組み
3. 歯科医師法・医療法・医薬品医療機器等法について
4. 保険医療機関及び保険医療養担当規則について
5. 診療報酬の請求について
6. 歯科診療報酬点数表の解釈
7. 医療保険と介護保険との関係について
8. 最後に

保険診療の仕組み

社会保障給付費の推移

- 令和7(2025)年の日本の社会保障給付費は1年間に約**140兆円**。
そのうち約半分弱が「年金」、**1/3が「医療」**、約2割が介護を含む「福祉 その他」が占める。
- 社会保障の財源は、社会保険料が59.8%で、公費負担は40.2%を占める。



資料:2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024~2025年度(予算ベース)は厚生労働省推計、

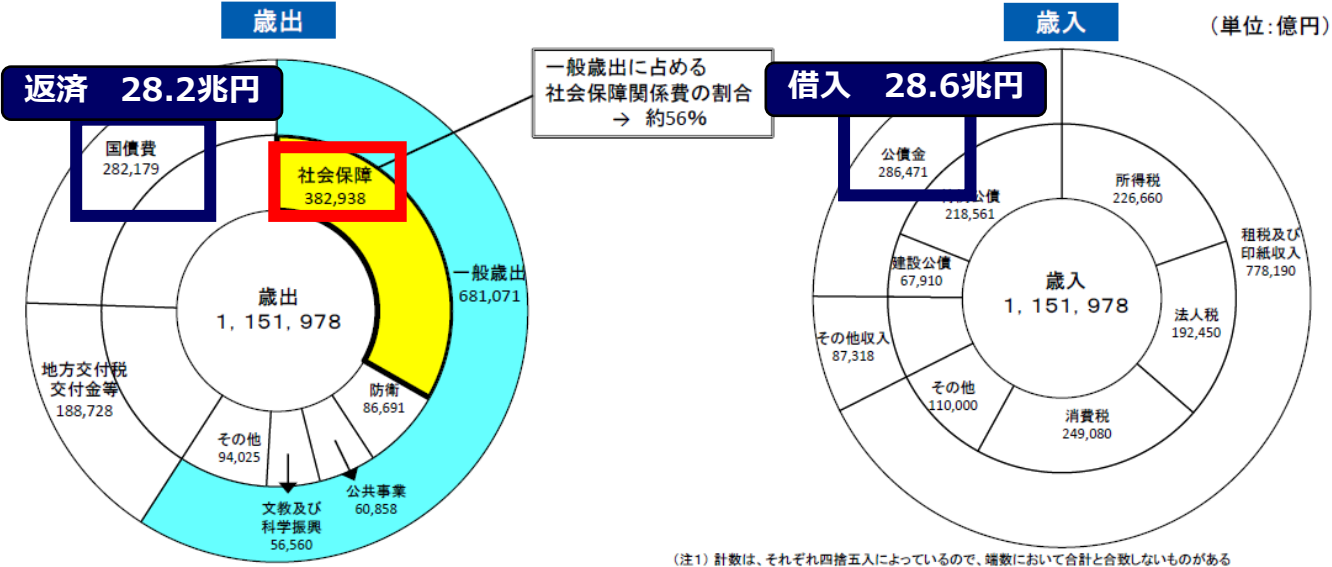
2025年度の国内総生産は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度(令和7年1月24日閣議決定)」

(注) 図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2025年度(予算ベース)の社会保障給付費(兆円)である。

保険診療の仕組み

令和7年度一般会計歳出・歳入の構成

- 令和7年度一般会計歳出において、**社会保障のための歳出（約38.2兆円）**で、公共事業・防衛・教育科学の費用の合計（20.4兆円）を上回る。



一般歳出に占める社会保障関係費の割合の推移

年度	歳出総額	一般歳出	社会保障関係費
2025(令和7年度)	1,151,978	681,071 (100%)	382,938 (約56%)
2024	1,125,717	677,764 (100%)	377,193 (約56%)
2023	1,143,812	727,317 (100%)	368,889 (約51%)
2022	1,075,964	673,746 (100%)	362,735 (約54%)
2015	963,420	573,555 (100%)	315,297 (約55%)
2010	922,992	534,542 (100%)	272,686 (約51%)

保険診療確認事項リスト（歯科）について

保険診療確認事項リスト （歯科）

令和 7 年度改訂版 ver. 2507

厚生労働省保険局医療課医療指導監査室

（3）その他【 】

☐

☐ C 特掲診療料

☐ 4 医学管理等

（1）歯科疾患管理料【B000-4】 略：歯管

☐ ① 歯科疾患管理料は、継続的管理を必要とする歯科疾患を有する患者に対して、口腔を一単位としてとらえ、患者との協働により行う口腔管理に加えて、病状が改善した疾患等の再発防止及び重症化予防を評価したものである旨を踏まえ、適切に実施すること。

☐ ② 算定要件を満たしていない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

☐ ア 1 回目の管理計画において、患者の歯科治療及び口腔管理を行う上で必要な基本状況、口腔の状態、必要に応じて実施した検査結果等の要点、治療方針の概要等、歯科疾患の継続的管理を行う上で必要となる情報を診療録に記載していない。

☐ イ 2 回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に、当該管理に係る要点を診療録に記載していない。

☐ ウ 2 回目以降の管理を行う際に、管理計画に変更があった場合において、変更の内容を診療録に記載していない。

☐ エ 歯周病に罹患している患者の管理を行う場合に、歯周病検査の結果を踏まえた治療方針等を含んだ管理計画を作成していない。

☐ オ 1 回目に患者の主訴に関する管理を開始し、2 回目以降に歯周病やその他の疾患も含めた管理を行う場合に、新たな検査結果や管理計画の変更点について、患者等に説明した内容を診療録に記載していない。

☐ カ 歯周病の急性症状が寛解せず、管理計画を作成する際の歯周病検査が実施できない場合に、症状の要点を診療録に記載していない。

☐ キ 口腔機能低下症又は口腔機能発達不全症の患者に対して口腔機能の回復若しくは維持・向上又は獲得を目的とした管理を行う場合、口腔機能の検査の結果を踏まえた治療方針を含んだ管理計画を作成していない。

☐ ③ 算定できない歯科疾患管理料を算定している次の例が認められたので改めること。

☐ ア 有床義歯を原因とする口腔粘膜疾患等に係る治療のみを行っている。

☐ イ 明らかに 1 回で治療が終了し、歯科疾患と関連性のある生活習慣の状況や生活習慣の改善目標等を踏まえた継続的管理が行われていない。

☐ ウ 欠損歯に対する有床義歯に係る治療のみを行っている。

☐ エ 同一月に【周術期等口腔機能管理料【（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）、（Ⅳ）】、回復期等口腔機能管理料、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、歯科矯正管理料】を算定している。

☐ ④ 1 回目の管理計画において診療録に記載すべき内容について、【画一的に記載している、記載の不十分な】例が認められたので、次の事項について個々の症例に応じて適切に記載すること。

☐ ア 基本状況【全身の状態、基礎疾患の有無、服薬状況、喫煙状況を含む生活習慣の状況等】

☐ イ 口腔の状態【歯科疾患、口腔衛生状態、口腔機能の状態等】

☐ ウ 必要に応じて実施した検査結果等の要点

☐ エ 治療方針の概要等

☐ ⑤ 2 回目以降の歯科疾患管理料を算定した月に診療録に記載すべき管理に係る要点について、【画一的に記載している、記載の不十分な】例が認められたので、個々の症例に応じて適切に記載すること。

☐ ⑥ 初診日の属する月に算定する場合に、所定点数の 100 分の 80 に相当する点数により算定す

診療報酬の算定方法等に係る照会方法について

- 診療報酬の算定や施設基準の要件等に疑義が生じた場合は、北海道厚生局ホームページ内にある、

診療（調剤）報酬関係疑義照会フォーム にて照会してください。

※ **当該フォームにはPDFファイル等の資料を添付することができません**

（情報セキュリティの都合上、ファイルストレージサービスを利用し、そのURLを貼り付けることもお控えください。）

- ※ 添付資料がある場合、診療（調剤）報酬関係質問票を郵送してください。

- ※以下は添付資料がある場合の照会方法です。

＜質問票の提出方法＞

下記の所定様式の「質問票」に内容を記載のうえ、北海道厚生局医療課へ郵送してください。

提出先：〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1-1
北海道厚生局医療課 宛

＜留意事項＞

- ・ 添付資料がない場合は、診療（調剤）報酬関係疑義照会フォームをご利用ください。
- ・ 1枚の質問票につき、質問は1問のみとしてください。
- ・ 参考となる資料等がございましたら質問票に添付願います。
- ・ 「質問票」の受付は、保険医療機関・保険薬局、訪問看護ステーションに限定させていただきます。
- ・ 質問に対する回答は内容を精査後、順次行って参りますが、特に診療報酬改定等の直前・直後の時期にご質問が集中すること、また、ご質問の内容によっては各関係機関との調整が必要な場合があること等から、回答までに相当の期間を要することがありますことを予めご了承ください。
- ・ 照会いただきましたご質問に対しては、個別に口頭にて回答させていただきます。



10. 診療報酬、調剤報酬の算定方法等に係る照会方法について

診療（調剤）報酬の算定や施設基準の要件等に疑義が生じた場合は、診療（調剤）報酬関係疑義照会フォームにて照会してください。

なお、当該フォームにはPDFファイル等の資料を添付することができません（情報セキュリティの都合上、ファイルストレージサービスを利用し、そのURLを貼り付けることもお控えください。）。添付資料がある場合、下記の診療（調剤）報酬関係質問票を郵送してください。

・ [疑義照会フォームのリンク](#)

※以下は添付資料がある場合の照会方法です。

＜質問票の提出方法＞

下記の所定様式の「質問票」に内容を記載のうえ、北海道厚生局医療課へ郵送してください。

提出先：〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階 北海道厚生局医療課 宛

質問票 [Word \[32KB\]](#) [PDF \[58KB\]](#) 記載例 [PDF \[72KB\]](#)

＜留意事項＞

- ・ 保険医療機関等以外の民間事業者等からの照会については、トラブル防止のため、対応いたしかねます。実際に診療報酬等を請求する保険医療機関等から直接ご照会ください。また、行政に関する苦情、意見、要望などの内容についても、対応いたしかねます。
- ・ 1つの照会につき、1つの疑義内容となるようご協力ください。また、患者等を識別できる個人情報記載した照会は、お控えください。
- ・ 照会に対する回答は、内容を精査し順次行っておりますが、内容によっては、相当の時間を要する場合がありますので、予めご承知おください。
- ・ 照会に対する回答は、電話で行っております。（文書での回答は、対応いたしかねます。）
- ・ 照会の前に、必ず、診療報酬等の算定方法に関する関係省令・告示、通知、事務連絡（疑義解釈）等をご確認ください。

診療報酬の算定方法等に係る照会方法について ～診療報酬関係疑義照会フォームの掲載場所～



北海道厚生局

検索

ホーム画面の「保険医療機関・保険医等」をクリック

▼ 知りたい分野から探す

厚生局の業務・役割から探す

保険医療機関、保険医等	医薬品[輸入確認]	食品衛生
各種養成施設、国家試験	医療保険者	医師・歯科医師臨床研修
年金基金・企業年金	麻薬取締	その他の分野

「保険医療機関・保険薬局の方へ」をクリック

▼ 知りたい分野から探す

厚生局の業務・役割から探す

保険医療機関、保険医等	医薬品[輸入確認]	食品衛生
-------------	-----------	------

保険医療機関・保険薬局の方へ

- 保険医療機関・保険薬局の届出関係
- 訪問看護業者等の届出関係
- はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の届出関係
- 特定医療法人等を運営する方へ

保険医・保険薬剤師の方へ

- 保険医・保険薬剤師の届出関係
- 柔道整復師の届出関係
- 保険医療機関・保険薬局等の管内指定状況等

10. 診療報酬、調剤報酬の算定方法等に係る照会方法について

診療（調剤）報酬の算定や施設基準の要件等に疑義が生じた場合は、診療（調剤）報酬関係疑義照会フォームにて照会してください。

なお、当該フォームにはPDFファイル等の資料を添付することができません（情報セキュリティの都合上、ファイルストレージサービスを利用し、そのURLを貼り付けることもお控えください。）。添付資料がある場合、下記の診療（調剤）報酬関係質問票を郵送してください。

▶ [疑義照会フォームのリンク](#)

※以下は添付資料の照会方法です。

＜質問票の提出方法＞

下記の所定様式の「質問票」に内容を記載のうえ、北海道厚生局医療課へ郵送してください。

提出先：〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎6階 北海道厚生局医療課 宛

質問票（Word [32KB]）（PDF [58KB]）

記載例（PDF [72KB]）

＜留意事項＞

- 保険医療機関等以外の民間事業者等からの照会については、トラブル防止のため、対応いたしかねます。実際に診療報酬等を請求する保険医療機関等から直接ご照会ください。また、行政に関する苦情、意見、要望などの内容についても、対応いたしかねます。
- 1つの照会につき、1つの疑義内容となるようご協力ください。また、患者等を識別できる個人情報を記載した照会はお控えください。
- 照会に対する回答は、内容を精査し順次行っておりますが、内容によっては、相当の時間を要する場合がありますので、予めご承知おきください。
- 照会に対する回答は、電話で行っております。（文書での回答は、対応いたしかねます。）
- 照会の前に、必ず、診療報酬等の算定方法に関する関係省令・告示、通知、事務連絡（疑義解釈）等をご確認ください。

診療（調剤）報酬の算定方法等に係る照会方法について ～診療（調剤）報酬関係疑義照会フォーム～

疑義照会送信フォーム（「区分番号」欄以外は必須入力です）

質問内容欄の最初に必ず【令和8年度改定後】か【令和8年度改定前】に関する質問かを記載してください。

保険医療機関、保険薬局、ステーションコード	
ハイフンやカンマなしで半角入力してください。（最大7文字）（例）0123456	
保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションの名称	
（例）医療法人〇〇会 〇〇クリニック	
保険医療機関、保険薬局、訪問看護ステーションの所在地	
市町村名から入力してください。（例） 〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇ハイツ1階	
ご担当者氏名	
（例）医事課 厚生太郎	
ご連絡先電話番号	
電話番号をハイフン付きで半角入力してください。（例）000-000-0000 電子メールアドレスは入力しないでください。	
区分	
選択してください。	☐ 医科 ☐ 歯科 ☐ 薬局 ☐ 訪問看護 ☐ 柔整 ☐ あはぎ
区分番号	
医科または歯科の場合は入力してください。（例）再診料の場合・・・「A001」	
照会項目	
選択してください。	☐ 算定 ☐ 施設基準 ☐ DPC ☐ その他
照会件名	
（例）A001 再診料の時間外対応加算について	



令和8年度診療報酬改定に伴う関連資料等について ～北海道厚生局ホームページの掲載場所～

厚生労働省
北海道厚生局 [ホーム](#)

本文へ お問い合わせ(ご質問) 診療報酬等疑義照会フォーム サイトマップ ご意見・ご要望

検索

アクセス 申請等手続 業務内容 北海道厚生局について 調達情報 情報公開 管轄法人等

⚠ 地方厚生局職員を装った不審な電話等にご注意ください。
【北海道厚生局公式X】当局の取組や関連情報を発信しています。ぜひフォローしてください！

診療報酬等の算定及び施設基準等については、こちらよりお問い合わせください。

ひと、くらし、みらいのために

- 令和8年度診療報酬改定
- 施設基準の届出等(令和8年度診療報酬改定)
- 集団指導(eラーニング)外部サイト
- 施設基準等の届出状況報告(定例報告)
- ベースアップ評価料について
- 保険医療機関・保険薬局の「施設基準等の受理状況」
- マイナ保険証利用について
- 採用情報
- 診療報酬等疑義照会フォーム
- 訪問看護ステーションの「施設基準等の受理状況」
- 地域包括ケアシステム関係情報
- 国有財産売却関係

診療報酬請求における留意点

- 保険医と保険医療機関は診療報酬のルールをよく理解し、**独自の解釈に基づいて請求しない。**
- 分からない場合は**診療報酬点数表を確認**する。
それでも分からなければ**厚生(支)局に問い合わせる。**
- 厚生(支)局が実施する**説明会や指導に出席**する。

**今後とも保険診療の適正な運用に
ご協力いただきますようお願いいたします。**

北海道厚生局指導部門（管理課・医療課・調査課）の 電話・窓口受付時間変更のお知らせ

令和8年12月1日（火）から、電話及び窓口における対応時間が変更となります。

現行の受付時間

8時30分～17時15分

変更後の受付時間

8時30分～16時00分

▶ 16:00～17:15の間も窓口における申請・届出書の提出(※)は可能です。

※ 専用の受付箱へご投函ください。

▶ 診療報酬等の算定、施設基準等に係る疑義については、北海道厚生局のホームページより受け付けておりますので、ご活用ください。

是非、電子申請をご活用ください。

政府では、行政手続に掛かる事業者の皆さまの作業時間（行政手続コスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っています。

電子申請対象の施設基準の項目数は随時拡大されていますので、是非ご活用ください。

※ 詳しくは、北海道厚生局のホームページをご確認ください。

